

高松市・塩江町合併協議会

第 9 回 会 議

附 属 資 料

目 次

1	「人権啓発事業について」に関する資料（協議第 16号資料）-----	1 ~ 4
2	「生活保護事業について」に関する資料（協議第 17号資料）-----	5 ~ 7
3	「上水道事業について」に関する資料（協議第 18号資料）-----	8 ~ 19
4	「下水道事業について」に関する資料（協議第 19号資料）-----	20 ~ 28
5	「財産の取扱いについて」に関する資料（協議第 20号資料）-----	29 ~ 32
6	「条例・規則等の取扱いについて」に関する資料（協議第 21号資料）-----	33 ~ 34
7	「児童福祉事業について」に関する資料（協議第 22号資料）-----	35 ~ 56
8	「病院事業について」に関する資料（協議第 23号資料）-----	57 ~ 61
9	「その他の事業（美術館事業）について」に関する資料（協議第 24号資料）-----	62 ~ 67

協議第16号資料

「人権啓発事業について」に関する資料

人権・同和問題啓発事業について	2 ~ 3
人権擁護委員推薦について	4

行政制度等現況調書 調整方針

協定項目	24- 4 人権啓発事業	
分類	人権 同和問題啓発事業	
	現 況	
項目	高 松 市	塩 江 町
1 人権教育・啓発講演会事業	人権 同和問題の正しい理解と実践について調査研究を行うとともに、市民、教職員及び社会教育団体を対象に人権教育 啓発事業を推進するため講演会等を開催する。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 同和問題講演会の開催 (年 1回) ・ 同和教育研修会の開催 (年 1回) ・ 平和と人権を守る市民のつどいの開催 (年 1回) 	高松市と同じ。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 同和教育講演会の開催 (年 1回) ・ 人権啓発講演会の開催 (年 1回)
2 人権週間等啓発事業	国 県を挙げて取り組んでいる同和問題啓発強調月間と人権週間に呼応した啓発事業を実施する。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 同和問題啓発強調月間(8月) 街頭啓発キャンペーン(香川県等と共催) ・ 人権週間(12月) 人権啓発作品展等 街頭啓発キャンペーン ・ 人権擁護委員の日等(6月) 街頭啓発、パネル展等 	高松市と同じ。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 同和問題啓発強調月間(8月) 街頭啓発キャンペーン(香川県等と共催) ・ 人権週間(12月) 街頭啓発キャンペーン(香川郡 3町と共催) ・ 人権擁護委員の日等(6月) 人権フェスティバル(香川 綾歌地区 6町と共催)
3 人権教育 啓発研修事業	同和問題をはじめとする人権課題について深い認識と差別解消へ向けた意識の高揚を図るため、企業等に対して研修会を実施する。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 市内民間企業等に対する研修(人権・同和問題指導者研修) ・ 地域住民に対する研修(41公民館) 	該当なし。
4 親子で人権を考える会	児童 生徒及び保護者に対し 人権意識の普及・高揚を図るとともに、小・中学校における人権尊重教育の充実に資するため 親子で人権を考える会」を開催し、正しい人権教育の確立と向上を図る。	該当なし。

部 会 名	市 民 ・ 教 育
-------	-----------

問 題 点 ・ 課 題
啓発事業内容において差異がある。

対 応 策
高松市が実施している制度に統一する。

調 整 案
高松市の制度に統一する。

行政制度等現況調書 調整方針

協定項目	24- 4人権啓発事業	
分類	人権 同和問題啓発事業	
	現 況	
項目	高 松 市	塩 江 町
5 小学校、中学校(園)要請訪問	幼稚園、小学校、中学校長からの要請に基づき、各校の教員の児童等に対する人権教育の在り方を指導主事により指導する。 ・ 幼稚園数 - 18園 ・ 小学校数 - 41校 ・ 中学校数 - 18校	香川県からの派遣教員はいるが、社会教育指導主事として受け入れをしているため、小学校等への指導はしていない。
6 人権集会開催	幼稚園、小学校、中学校において、人権教育の成果を踏まえた児童等の実践発表会を開催する。 ・ 幼稚園数 - 18園 ・ 小学校数 - 41校 ・ 中学校数 - 18校	高松市と同じ。(幼稚園を除く)
7 人権教育・啓発資料等の作成配布	各種研修資料を作成するとともに、ビデオテープを購入し、市民、企業に対して人権教育・啓発事業を積極的に推進する。 ・ 人権教育・啓発研修資料の作成 ・ 人権教育・啓発パンフレット、リーフレットの作成 ・ 人権 同和教育のビデオテープの購入 ・ 啓発ポスターの配布 ・ 啓発用立看板、懸垂幕の設置	啓発パンフレットの作成。

部 会 名	市 民 ・ 教 育
-------	-----------

問 題 点 ・ 課 題

対 応 策

調 整 案

行政制度等現況調書 調整方針

協定項目	24- 4 人権啓発事業	
分類	人権擁護委員推薦	
現 況		
項目	高 松 市	塩 江 町
1 人権擁護委員の推薦	高松法務局からの推薦依頼を受けて、候補者を決め、議会の同意を得た後、高松法務局に推薦している。	高松市と同じ。
2 委員数	20人 人権擁護委員定数規程に基づく委員数は19人であるが、活動充実のため増員を要望し、平成5年12月に特別定数として1人増員となっている。	3人

部 会 名	市 民
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題
人権擁護委員については、人口規模により定数が定められており、合併後においては委員数が20人となる。

対 応 策
委員数の増員について、高松法務局に要請する。

調 整 案
高松市の制度に統一する。

協議第17号資料

「生活保護事業について」に関する資料

生活保護制度について	6
行旅病人等取扱事務事業について	7

行政制度等現況調書 調整方針

協定項目	24- 8 生活保護事業	
分類	生活保護制度	
	現 況	
項目	高 松 市	塩 江 町
1 級地区分	2級地の1	3級地の2
2 実施機関	高松市福祉事務所	香川県東讃保健福祉事務所
3 被保護世帯数	3,041世帯 (平成 15年 4月 1日現在)	17世帯 (平成 15年 4月 1日現在)
4 被保護人員	4,955人 (平成 15年 4月 1日現在)	20人 (平成 15年 4月 1日現在)
5 保護基準	標準 3人世帯の場合の基準額 (平成 15年度) ・33歳男、29歳女、4歳子 生活扶助 146,060円 住宅扶助 13,000円 児童養育加算 5,000円 <hr/> 計 164,060円	標準 3人世帯の場合の基準額 (平成 15年度) ・33歳男、29歳女、4歳子 生活扶助 124,400円 住宅扶助 8,000円 児童養育加算 5,000円 <hr/> 計 137,400円
6 保護の種類	生活扶助、教育扶助、住宅扶助、介護扶助、医療扶助、出産扶助、生業扶助、葬祭扶助	高松市と同じ。

部 会 名	健 康 福 祉
-------	---------

問 題 点 ・ 課 題
保護の基準区分である級地及び実施機関が異なっている。

対 応 策
高松市の級地区分を適用するとともに、実施機関を香川県から高松市に移行する。

調 整 案
高松市の制度に統一する。

行政制度等現況調書 調整方針

協定項目	24- 8 生活保護事業	
分類	行旅病人等取扱事務事業	
現 況		
項 目	高 松 市	塩 江 町
1 急迫医療取扱 (行旅病人)	行旅中の病気等により、歩行が困難で療養の途がなく、かつ救護する者がいない場合に、当該病人の所在地の市町村が救護し、急迫医療費として一時繰替支弁を行う	高松市と同じ。
2 遺体取扱(行旅死亡人)	行旅中に死亡し、引取者がいない場合や住所・居所・氏名が知れず引取者がいない死亡人の場合は当該死亡人の所在地の市町村が葬祭し、葬祭費として一時繰替支弁を行う	高松市と同じ。
3 交通費・回数券等の支給	行旅中に、事故又は過失等により行旅の目的が達せられず、不測の困難に陥り本市に救護を求めてきた者について、必要最小限の範囲で交通費等を貸与する。	該当なし。

部 会 名	健 康 福 祉
-------	---------

問 題 点 ・ 課 題
塩江町においては、交通費・回数券等を支給していない。

対 応 策
高松市の制度に統一する。

調 整 案
高松市の制度に統一する。

協議第18号資料

「上水道事業について」に関する資料

経営形態・会計制度等について	9
水道料金について	10
給水装置新設等負担金について	11
手数料について	12 ~ 13
浄水施設の維持管理について	14
受付・収納について	15
漏水対策について	16
水質検査について	17
(参考資料1)水道料金の比較表	18
(参考資料2)負担金・手数料の費用負担例	19

行政制度等現況調書 調整方針

協定項目	24- 18 各種事務事業の取扱い(上水道事業)	
分類	経営形態、会計制度等	
現 況		
項目	高 松 市	塩 江 町
1 経営形態	<ul style="list-style-type: none"> ・上水道事業 ・地方公営企業法適用事業 	<ul style="list-style-type: none"> ・簡易水道事業 ・地方公営企業法非適用事業 ・簡易水道事業であることによる優遇措置 (1)過疎債の発行が可能である。 (2)国庫補助対象事業となる。 (3)県費補助対象事業となる。 (4)一般会計からの繰出しが可能である。 (5)国への事業認可変更が不要で、県への届出のみでよい。
2 会計制度	企業会計(複式簿記)	官庁会計(単式簿記)
3 事業認可	<ul style="list-style-type: none"> ・「水道施設整備事業」 ・平成15年7月 事業認可 ・目標年次 平成29年度 	<ul style="list-style-type: none"> ・「第6次拡張事業」 ・平成14年10月 事業認可 ・目標年次 平成22年度

部 会 名	水 道
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題
経営形態 会計制度 事業認可が異なっている

対 応 策
<ul style="list-style-type: none"> ・高松市水道事業と塩江町簡易水道事業の2つを存続させ、水道局で運営管理する。 ・簡易水道事業についても地方公営企業法適用事業とし、企業会計(複式簿記)により処理する。

調 整 案
塩江町の簡易水道事業を、高松市の簡易水道事業として引き継ぐ。

行政制度等現況調査・調整方針

協定項目	24 - 18 各種事務事業の取扱い(上水道事業)																																																																																																																																
分類	水道料金																																																																																																																																
現 況																																																																																																																																	
項目	高 松 市		塩 江 町																																																																																																																														
1 料金体系	<p>次の(1)、(2)の合計額に100分の105を乗じた額。 ただし、1円未満は切り捨てる。</p> <p>(1)基本料金(1か月につき)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>メータ口径</th> <th>金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>13mm</td><td>1,000円</td></tr> <tr><td>20mm</td><td>2,000円</td></tr> <tr><td>25mm</td><td>3,000円</td></tr> <tr><td>40mm</td><td>7,600円</td></tr> <tr><td>50mm</td><td>16,000円</td></tr> <tr><td>75mm</td><td>34,000円</td></tr> <tr><td>100mm</td><td>62,000円</td></tr> <tr><td>150mm</td><td>160,000円</td></tr> </tbody> </table> <p>(2)従量料金(1か月につき)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">種 別</th> <th rowspan="2">用途等の別</th> <th colspan="2">金 額</th> </tr> <tr> <th>使用水量</th> <th>単価(1m³につき)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="10">専用栓</td> <td rowspan="3">一般用 メータ口径 13mm、 20mm</td> <td>1m³から10m³まで</td> <td>40円</td> </tr> <tr> <td>11m³から20m³まで</td> <td>130円</td> </tr> <tr> <td>21m³から100m³まで</td> <td>200円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>101m³以上</td> <td>240円</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">一般用 メータ口径 25mm以上</td> <td>1m³から20m³まで</td> <td>130円</td> </tr> <tr> <td>21m³から100m³まで</td> <td>200円</td> </tr> <tr> <td>101m³以上</td> <td>240円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">湯屋用</td> <td>1m³から20m³まで</td> <td>65円</td> </tr> <tr> <td>21m³から100m³まで</td> <td>100円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>101m³以上</td> <td>120円</td> </tr> <tr> <td>特殊用</td> <td></td> <td>480円</td> </tr> <tr> <td>連用栓</td> <td colspan="3">各戸一般用メータ口径13mmで均等使用したものとして算定する。</td> </tr> </tbody> </table>		メータ口径	金 額	13mm	1,000円	20mm	2,000円	25mm	3,000円	40mm	7,600円	50mm	16,000円	75mm	34,000円	100mm	62,000円	150mm	160,000円	種 別	用途等の別	金 額		使用水量	単価(1m ³ につき)	専用栓	一般用 メータ口径 13mm、 20mm	1m ³ から10m ³ まで	40円	11m ³ から20m ³ まで	130円	21m ³ から100m ³ まで	200円		101m ³ 以上	240円	一般用 メータ口径 25mm以上	1m ³ から20m ³ まで	130円	21m ³ から100m ³ まで	200円	101m ³ 以上	240円	湯屋用	1m ³ から20m ³ まで	65円	21m ³ から100m ³ まで	100円		101m ³ 以上	120円	特殊用		480円	連用栓	各戸一般用メータ口径13mmで均等使用したものとして算定する。			<p>次の(1)、(2)の合計額に100分の105を乗じた額。 ただし、1円未満は切り捨てる。</p> <p>(1)メータ使用料(1か月につき)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>メータ口径</th> <th>金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>13mm</td><td>50円</td></tr> <tr><td>20mm</td><td>120円</td></tr> <tr><td>25mm</td><td>160円</td></tr> <tr><td>30mm</td><td>240円</td></tr> <tr><td>40mm</td><td>360円</td></tr> <tr><td>50mm</td><td>1,000円</td></tr> <tr><td>75mm</td><td>2,000円</td></tr> </tbody> </table> <p>(2)水道料金(1か月につき)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">種別</th> <th rowspan="2">用途別</th> <th rowspan="2">基本料金</th> <th colspan="2">超 過 料 金</th> </tr> <tr> <th>使用水量</th> <th>単価(1m³につき)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="6">専用</td> <td rowspan="2">家庭用</td> <td>10m³まで</td> <td>11m³から100m³まで</td> <td>220円</td> </tr> <tr> <td>2,100円</td> <td>101m³以上</td> <td>240円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">営業用</td> <td>10m³まで</td> <td>11m³から100m³まで</td> <td>270円</td> </tr> <tr> <td>2,300円</td> <td>101m³以上</td> <td>300円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">団体用</td> <td>20m³まで</td> <td>21m³から100m³まで</td> <td>260円</td> </tr> <tr> <td>4,500円</td> <td>101m³以上</td> <td>280円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">臨時用</td> <td>1m³</td> <td>2m³から100m³まで</td> <td>300円</td> </tr> <tr> <td>300円</td> <td>101m³以上</td> <td>300円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">共用</td> <td rowspan="2">家庭用</td> <td>10m³まで</td> <td>11m³から100m³まで</td> <td>220円</td> </tr> <tr> <td>2,100円</td> <td>101m³以上</td> <td>240円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">連用</td> <td rowspan="2">団体用</td> <td>20m³まで</td> <td>21m³から100m³まで</td> <td>260円</td> </tr> <tr> <td>4,500円</td> <td>101m³以上</td> <td>280円</td> </tr> </tbody> </table>		メータ口径	金 額	13mm	50円	20mm	120円	25mm	160円	30mm	240円	40mm	360円	50mm	1,000円	75mm	2,000円	種別	用途別	基本料金	超 過 料 金		使用水量	単価(1m ³ につき)	専用	家庭用	10m ³ まで	11m ³ から100m ³ まで	220円	2,100円	101m ³ 以上	240円	営業用	10m ³ まで	11m ³ から100m ³ まで	270円	2,300円	101m ³ 以上	300円	団体用	20m ³ まで	21m ³ から100m ³ まで	260円	4,500円	101m ³ 以上	280円	臨時用	1m ³	2m ³ から100m ³ まで	300円	300円	101m ³ 以上	300円	共用	家庭用	10m ³ まで	11m ³ から100m ³ まで	220円	2,100円	101m ³ 以上	240円	連用	団体用	20m ³ まで	21m ³ から100m ³ まで	260円	4,500円	101m ³ 以上	280円
メータ口径	金 額																																																																																																																																
13mm	1,000円																																																																																																																																
20mm	2,000円																																																																																																																																
25mm	3,000円																																																																																																																																
40mm	7,600円																																																																																																																																
50mm	16,000円																																																																																																																																
75mm	34,000円																																																																																																																																
100mm	62,000円																																																																																																																																
150mm	160,000円																																																																																																																																
種 別	用途等の別	金 額																																																																																																																															
		使用水量	単価(1m ³ につき)																																																																																																																														
専用栓	一般用 メータ口径 13mm、 20mm	1m ³ から10m ³ まで	40円																																																																																																																														
		11m ³ から20m ³ まで	130円																																																																																																																														
		21m ³ から100m ³ まで	200円																																																																																																																														
		101m ³ 以上	240円																																																																																																																														
	一般用 メータ口径 25mm以上	1m ³ から20m ³ まで	130円																																																																																																																														
		21m ³ から100m ³ まで	200円																																																																																																																														
		101m ³ 以上	240円																																																																																																																														
	湯屋用	1m ³ から20m ³ まで	65円																																																																																																																														
		21m ³ から100m ³ まで	100円																																																																																																																														
		101m ³ 以上	120円																																																																																																																														
特殊用		480円																																																																																																																															
連用栓	各戸一般用メータ口径13mmで均等使用したものとして算定する。																																																																																																																																
メータ口径	金 額																																																																																																																																
13mm	50円																																																																																																																																
20mm	120円																																																																																																																																
25mm	160円																																																																																																																																
30mm	240円																																																																																																																																
40mm	360円																																																																																																																																
50mm	1,000円																																																																																																																																
75mm	2,000円																																																																																																																																
種別	用途別	基本料金	超 過 料 金																																																																																																																														
			使用水量	単価(1m ³ につき)																																																																																																																													
専用	家庭用	10m ³ まで	11m ³ から100m ³ まで	220円																																																																																																																													
		2,100円	101m ³ 以上	240円																																																																																																																													
	営業用	10m ³ まで	11m ³ から100m ³ まで	270円																																																																																																																													
		2,300円	101m ³ 以上	300円																																																																																																																													
	団体用	20m ³ まで	21m ³ から100m ³ まで	260円																																																																																																																													
		4,500円	101m ³ 以上	280円																																																																																																																													
臨時用	1m ³	2m ³ から100m ³ まで	300円																																																																																																																														
	300円	101m ³ 以上	300円																																																																																																																														
共用	家庭用	10m ³ まで	11m ³ から100m ³ まで	220円																																																																																																																													
		2,100円	101m ³ 以上	240円																																																																																																																													
連用	団体用	20m ³ まで	21m ³ から100m ³ まで	260円																																																																																																																													
		4,500円	101m ³ 以上	280円																																																																																																																													
2 検針・調定期間	<p>・隔月(2か月に1回)検針</p> <p>・隔月(2か月に1回)調定(請求)</p>		<p>・毎月(1か月に1回)検針</p> <p>・毎月(1か月に1回)調定(請求)</p>																																																																																																																														

部 会 名	水 道
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題
<p>・料金体系が異なっている。</p> <p>・検針期間、調定期間が異なる。</p>

対 応 策
<p>料金体系及び検針期間・調定期間については、高松市の制度に統一する。</p>

調 整 案
<p>高松市の制度に統一する。</p>

行政制度等現況調書 調整方針

協定項目	24- 18 上水道事業																																			
分類	給水装置新設等負担金																																			
	現 況																																			
項目	高 松 市	塩 江 町																																		
1 徴収対象者	給水装置の新設及びメータ口径の増加の申込者	高松市と同じ。																																		
2 負担金の額	<table border="1"> <thead> <tr> <th>メータ口径</th> <th>金額(1か所につき)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>13mm</td><td>63,000円</td></tr> <tr><td>20mm</td><td>189,000円</td></tr> <tr><td>25mm</td><td>315,000円</td></tr> <tr><td>40mm</td><td>819,000円</td></tr> <tr><td>50mm</td><td>1,701,000円</td></tr> <tr><td>75mm</td><td>4,662,000円</td></tr> <tr><td>100mm</td><td>9,513,000円</td></tr> <tr><td>150mm</td><td>26,271,000円</td></tr> </tbody> </table> <p>メータの口径の増加の申込者から徴収する負担金は、申込みの口径に係る負担金と申込前の口径に係る負担金との差額とする。</p>	メータ口径	金額(1か所につき)	13mm	63,000円	20mm	189,000円	25mm	315,000円	40mm	819,000円	50mm	1,701,000円	75mm	4,662,000円	100mm	9,513,000円	150mm	26,271,000円	<table border="1"> <thead> <tr> <th>メータ口径</th> <th>金額(1か所につき)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>13mm</td><td>105,000円</td></tr> <tr><td>20mm</td><td>262,500円</td></tr> <tr><td>25mm</td><td>525,000円</td></tr> <tr><td>30mm</td><td>903,000円</td></tr> <tr><td>40mm</td><td>1,407,000円</td></tr> <tr><td>50mm</td><td>2,845,500円</td></tr> <tr><td>75mm</td><td>7,728,000円</td></tr> </tbody> </table> <p>高松市と同じ。</p>	メータ口径	金額(1か所につき)	13mm	105,000円	20mm	262,500円	25mm	525,000円	30mm	903,000円	40mm	1,407,000円	50mm	2,845,500円	75mm	7,728,000円
メータ口径	金額(1か所につき)																																			
13mm	63,000円																																			
20mm	189,000円																																			
25mm	315,000円																																			
40mm	819,000円																																			
50mm	1,701,000円																																			
75mm	4,662,000円																																			
100mm	9,513,000円																																			
150mm	26,271,000円																																			
メータ口径	金額(1か所につき)																																			
13mm	105,000円																																			
20mm	262,500円																																			
25mm	525,000円																																			
30mm	903,000円																																			
40mm	1,407,000円																																			
50mm	2,845,500円																																			
75mm	7,728,000円																																			
3 負担金の権利	土地に帰属する。	使用者に帰属する。																																		

部 会 名	水 道
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題
<ul style="list-style-type: none"> ・負担金の額が異なっている。 ・負担金の権利の帰属が異なっている。

対 応 策
負担金の額及び負担金の権利は、高松市の制度に統一する。

調 整 案
高松市の制度に統一する。

行政制度等現況調書 調整方針

協定項目		24- 18 上水道事業					
分類		手数料					
		現 況					
項 目		高 松 市			塩 江 町		
1 設計審査手数料	種 別	金額 (1件につき)	種 別	用途別	金額 (1件につき)		
					給水管口径 25mm未満	給水管口径 25mm以上	
	新設工事	3,000円	新設工事	家庭用	1,050円	2,100円	
				営業用	2,100円	3,150円	
改造工事	2,000円	改造工事	団体用	2,100円	3,150円		
			臨時用	1,050円	2,100円		
2 材料検査手数料	種 別	金額 (1件につき)	種 別	用途別	金額 (1件につき)		
					給水管口径 25mm未満	給水管口径 25mm以上	
	新設工事	徴収していない	新設工事	家庭用	525円	1,050円	
				営業用	525円	2,100円	
改造工事	徴収していない	改造工事	団体用	1,050円	2,100円		
			臨時用	525円	2,100円		
3 しゅん功検査手数料	種 別	金額 (1件につき)	種 別	用途別	金額 (1件につき)		
					給水管口径 25mm未満	給水管口径 25mm以上	
	新設工事	3,000円	新設工事	家庭用	1,575円	2,100円	
				営業用	2,100円	3,675円	
改造工事	2,000円	改造工事	団体用	2,100円	3,675円		
			臨時用	1,575円	3,675円		
	種 別	金額 (1件につき)	種 別	用途別	金額 (1件につき)		
					給水管口径 25mm未満	給水管口径 25mm以上	
	新設工事	3,000円	新設工事	家庭用	525円	1,050円	
				営業用	1,050円	2,100円	
改造工事	2,000円	改造工事	団体用	1,050円	2,100円		
			臨時用	525円	2,100円		

部 会 名	水 道
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題
<p>・設計審査・しゅん功検査・穿孔の各手数料の額が異なっている。</p> <p>・材料検査・開栓・閉栓の各手数料について、高松市では徴収していない。</p> <p>・指定工事店登録手数料について、塩江町では徴収していない。</p>

対 応 策
<p>・設計審査・しゅん功検査・穿孔の各手数料の額は、高松市に統一する。</p> <p>・材料検査・開栓・閉栓の各手数料は、廃止する。</p> <p>・指定工事店登録手数料は高松市の制度を適用する。</p> <p>なお、塩江町の指定工事店は、合併時に高松市の登録業者として取り扱う</p>

調 整 案
高松市の制度に統一する。

行政制度等現況調書 調整方針

協定項目	24- 18 上水道事業							
分類	手数料							
現			況					
項目	高 松 市		塩 江 町					
4 穿孔手数料	給水管 口 径	金額(1件につき)		給水管 口 径	金額(1件につき)			
		分水栓穿孔	不断水穿孔		硬質塩化 ビニール管	ダクタイル 鋳鉄管	鋼管	その他
	20mm	6,510円		13mm	1,575円	1,785円	1,785円	1,575円
	25mm	6,510円		16mm	1,785円	2,100円	2,100円	1,785円
	40mm	10,710円		20mm	2,100円	2,625円	2,625円	2,100円
	50mm		16,170円	25mm	2,625円	3,150円	3,150円	2,625円
	75mm		18,060円	30mm	3,150円	4,200円	4,200円	3,150円
	100mm		26,775円	40mm	4,200円	6,300円	6,300円	4,200円
			50mm	5,250円	7,350円	7,350円	5,250円	
5 開栓手数料	徴収していない。		メータ口径 金額(1件につき)					
			13mm	525円				
			20mm	840円				
			25mm	1,050円				
			30mm	1,365円				
			40mm	2,100円				
			50mm	2,625円				
6 閉栓手数料	徴収していない。		メータ口径 金額(1件につき)					
			13mm	525円				
			20mm	840円				
			25mm	1,050円				
			30mm	1,365円				
			40mm	2,100円				
			50mm	2,625円				
7 指定工事店登録手数料	1件につき 17,000円		徴収していない。					

部 会 名	水 道
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題

対 応 策

調 整 案

行政制度等現況調書 調整方針

協定項目	24- 18 上水道事業	
分類	浄水施設の維持管理	
現 況		
項目	高 松 市	塩 江 町
1 浄水施設	浄水場 御殿、浅野、川添浄水場の3か所 配水池 5か所	浄水場 後川、一ツ内浄水場の2か所 配水池 11か所
2 維持管理体制	浄水場は直営 5直 2交代制で24時間体制 浄水場の点検は、3時間ごとに施設点検、水質検査、薬品注入の調整を実施。 取水施設は、朝晩見回りをし、取水量の調整、ゴミの除去などを実施。	・浄水場は自動化、無人運転 ・浄水場・配水池等の点検は、職員1名が半日で実施。(施設の点検、残留塩素の測定。) ・1か所の配水池、ポンプ場の情報は、テレメータで後川浄水場へ送り 異常警報は役場宿直室で受け取る。 ・異常時は、宿直者から担当者へ連絡して対応する。(ポンプの故障、配水池の水位低下、雷による機器故障が多い)

部 会 名	水 道
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題
塩江町の浄水施設は、遠隔地にあることから、効率的な維持管理体制が必要である。

対 応 策
塩江町の浄水施設の維持管理については、浅野浄水場における遠隔監視システムによる集中監視、または外部委託等による維持管理体制について、合併時まで調整する。

調 整 案
塩江町の浄水施設の維持管理体制については、効率的管理を図る。

行政制度等現況調査 調整方針

協定項目	24- 18 各種事務事業の取扱い(上水道事業)	
分類	受付・収納	
現 況		
項 目	高 松 市	塩 江 町
1 受付事務	水道の開栓、閉栓、使用者変更等諸届の受付は、電話またはファックスで受付している。	水道の開栓、閉栓、使用者変更等諸届の受付は、塩江町役場のみで行っており 町指定の申請書に必要事項を記入し、押印のうえ、提出している。
2 収納事務	水道料金の納付について、コンビニ収納(夜間 休日)先実施している。	役場で平日に収納している。

	水 道
--	-----

受 付 事 務
受付事務及び収納事務が異なっている。

対 応 策
受付事務及び収納事務については、高松市の取扱いに統一する。

調 整 案
高松市の制度に統一する。

行政制度等現況調書 調整方針

協定項目	24- 18 各種事務事業の取扱い(上水道事業)	
分類	漏水対策	
現 況		
項目	高 松 市	塩 江 町
1 漏水修繕待機業務	道路上及び個人敷地内で発生する漏水の修繕に、365日、24時間迅速に対応するため、局職員による宿日直体制及び上下水道工事業協同組合による修繕待機体制で対応している。	宿日直職員からの連絡により、水道系の職員(2名)が随時対応している。(当番制はとっていない。)
2 漏水調査業務	地下漏水の早期発見を行うため、市内全域を対象に、市街地区は毎年、その他周辺地区は東部、西部、南部の3地区に分け3年毎に実施している。	実施していない。

部 会 名	水 道
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題
・修繕待機体制が異なる。 ・漏水調査業務は、塩江町では実施していない。

対 応 策
・漏水修繕待機業務については、高松市の制度に統一する。 ・漏水調査業務については、高松市の制度を適用する。

調 整 案
高松市の制度に統一する。

行政制度等現況調書 調整方針

協定項目	24- 18 上水道事業	
分類	水質検査	
現 況		
項目	高 松 市	塩 江 町
1 検査体制	直営(水質管理センター)	外部委託(香川県薬剤師会) ただし、定期検査の毎日検査のみ、職員が対応
2 定期水質検査	毎日検査:浄水場の浄水及び県営水道用水を受水する3か所の配水池並びに18か所の給水栓で実施 毎月検査:原水及び浄水。給水栓は、6か所で毎月検査、18箇所で隔月検査を実施 毎年検査:原水及び浄水並びに6か所の給水栓は年4回、また、県営水道用水を受水する3か所の配水池は、年2回実施	毎日検査:2浄水場の浄水、配水池4か所及び県営水道用水を受水する配水池1か所、並びに、9か所の給水栓で実施 毎月検査 浄水2か所と県水1か所で実施 毎年検査 原水及び浄水2か所で実施
3 臨時水質検査	水源の水質が著しく悪化したとき。 水源に水質異常があったとき。 浄水処理工程に異常があったとき等に実施。	高松市と同じ。
4 工事設計書に記載すべき水質検査	水道事業認可及び変更認可を申請する場合に必要とする水質検査を実施	高松市と同じ。
5 その他緊急時の水質検査	お客さまからの請求を受けたときの緊急時の水質検査及び水質相談	該当なし。
6 情報提供	水質の安全性について、水質年報の作成や水道広報紙、ホームページ等で公表している。	該当なし。

部 会 名	水 道
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題
<ul style="list-style-type: none"> ・水質検査体制が異なる。 ・その他緊急時の水質検査及び情報提供は、塩江町では実施していない。

対 応 策
<ul style="list-style-type: none"> ・定期 臨時水質検査及び工事設計書に記載すべき水質検査の検査体制については、高松市に統一する。 ・その他緊急時の水質検査及び情報提供については、高松市の制度を適用する。

調 整 案
高松市の制度に統一する。

参考資料 1

水道料金の比較表

高松市への料金統一に伴い、塩江町の水道料金は、約91%の世帯が該当するメータ口径13mm(家庭用)で、平均使用量15m³では1か月で1,260円安くなり、営業用等を含む全体の平均では1か月で1,866円安くなる。

料金の比較表

家庭用	1か月の 使用水量 m ³	高松市 円	塩江町 円	差額 円
メータ口径 13mmの 場合	0	1,050	2,257	1,207
	10	1,470	2,257	787
	15	2,152	3,412	1,260
	20	2,835	4,567	1,732
	30	4,935	6,877	1,942
	50	9,135	11,497	2,362
メータ口径 20mmの 場合	0	2,100	2,331	231
	10	2,520	2,331	189
	16	3,339	3,717	378
	20	3,885	4,641	756
	30	5,985	6,951	966
	50	10,185	11,571	1,386

印は塩江町の平均水量

営業用	1か月の 使用水量 m ³	高松市 円	塩江町 円	差額 円
メータ口径 13mmの 場合	0	1,050	2,467	1,417
	10	1,470	2,467	997
	20	2,835	5,302	2,467
	24	3,675	6,436	2,761
	30	4,935	8,137	3,202
	50	9,135	13,807	4,672
メータ口径 20mmの 場合	0	2,100	2,541	441
	10	2,520	2,541	21
	50	10,185	13,881	3,696
	61	12,495	16,999	4,504
	100	20,685	28,056	7,371
	200	45,885	59,556	13,671
メータ口径 50mmの 場合	1,000	262,185	312,480	50,295
	1,275	332,430	399,105	66,675
	2,000	514,185	627,480	113,295
	5,000	1,270,185	1,572,480	302,295

負担金・手数料の費用負担例

【高松市及び塩江町で給水装置の新設又は改造工事を施工した場合の費用負担例】

試算条件：ダクタイル鋳鉄管から給水管口径20mmで引込し、13mmのメータを設置した場合

(新設工事:家庭用)

(単位:円)

	高松市	塩江町	差 額
負 担 金	63,000	105,000	42,000
設計審査手数料	3,000	1,050	1,950
材料検査手数料	0	525	525
しゅん功検査手数料	3,000	1,575	1,425
穿孔手数料	6,510	2,625	3,885
開栓手数料	0	525	525
合 計	75,510	111,300	35,790

新設工事をした場合の費用負担は、負担金と各種手数料が必要なことから、高松市への統一により全体で35,790円安くなる。

試算条件：既設給水装置(25mm未満)を使用して改造工事を施工した場合

(改造工事:家庭用)

(単位:円)

	高松市	塩江町	差 額
設計審査手数料	2,000	525	1,475
材料検査手数料	0	210	210
しゅん功検査手数料	2,000	525	1,475
合 計	4,000	1,260	2,740

改造工事の場合は手数料のみのため、1件で2,740円高くなるが、対象件数が年間約10件と少なく、影響は少ないと判断される。

協議第19号資料

「下水道事業について」に関する資料

公共下水道事業計画について	21
下水道使用料について	22
受益者負担金について	23
水洗便所改造資金貸付について	24
汚水ますの設置について	25
合併処理浄化槽設置に対する補助について	26
雨水利用について	27 ~ 28

行政制度等現況調書 調整方針

協定項目	24- 19 下水道事業		部会名	土木
分類	公共下水道事業計画			
現 況				
項目	高 松 市	塩 江 町	問 題 点 ・ 課 題	
1 計画概要	事業名 :高松市公共下水道事業 (高松市の東部処理区) 全体計画) 都市計画決定区域 3,241.2 ha 計画人口 190,700 人 事業計画区域) 事業計画区域 3,241.2 ha 計画人口 182,000 人			
	流域下水道名 香東川流域下水道 事業名 :高松市流域関連公共下水道事業 (高松市の西部処理区) 全体計画) 都市計画決定区域 1,545.2 ha 計画人口 100,000 人 事業計画区域) 事業計画区域 918.8 ha 計画人口 47,990 人	流域下水道名 :香東川流域下水道 事業名 塩江町特定環境保全公共下水道事業 全体計画) 計画区域 94.0 ha 計画人口 2,700 人 事業計画区域) 事業計画区域 43.0 ha (+6.6ha) 計画人口 1,200人 (+300人) ()は,平成 16年度事業認可変更予定	対 応 策	
			調 整 案	
			塩江町の公共下水道事業を高松市の事業として引き継ぐものとする	

行政制度等現況調査・調整方針

協定項目	24- 19 下水道事業																																				
分類	下水道使用料																																				
	現 況																																				
項目	高 松 市	塩 江 町																																			
1 料金表	<p style="text-align: right;">単位 :円</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">種別</th> <th colspan="2">従量使用料</th> </tr> <tr> <th>単位</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="6">一般汚水</td> <td>汚水排除量が8m³まで</td> <td>750</td> </tr> <tr> <td>汚水排除量が8m³を超え13m³まで(1m³につき)</td> <td>85</td> </tr> <tr> <td>汚水排除量が13m³を超え20m³まで(1m³につき)</td> <td>90</td> </tr> <tr> <td>汚水排除量20m³を超え50m³まで(1m³につき)</td> <td>130</td> </tr> <tr> <td>汚水排除量50m³を超え500m³まで(1m³につき)</td> <td>165</td> </tr> <tr> <td>汚水排除量500m³を超えるもの(1m³につき)</td> <td>195</td> </tr> <tr> <td>湯屋業</td> <td>1m³につき</td> <td>35</td> </tr> </tbody> </table>	種別	従量使用料		単位	金額	一般汚水	汚水排除量が8m ³ まで	750	汚水排除量が8m ³ を超え13m ³ まで(1m ³ につき)	85	汚水排除量が13m ³ を超え20m ³ まで(1m ³ につき)	90	汚水排除量20m ³ を超え50m ³ まで(1m ³ につき)	130	汚水排除量50m ³ を超え500m ³ まで(1m ³ につき)	165	汚水排除量500m ³ を超えるもの(1m ³ につき)	195	湯屋業	1m ³ につき	35	<p style="text-align: right;">単位 :円</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">種別</th> <th rowspan="2">基本使用料</th> <th colspan="2">従量使用料</th> </tr> <tr> <th>単位</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般汚水</td> <td>1,200円 (汚水量が10m³まで)</td> <td>汚水量が11m³以上(1m³につき)</td> <td>110</td> </tr> <tr> <td>浴場業等で町長が特に認めたもの</td> <td></td> <td>1m³につき</td> <td>40</td> </tr> </tbody> </table>	種別	基本使用料	従量使用料		単位	金額	一般汚水	1,200円 (汚水量が10m ³ まで)	汚水量が11m ³ 以上(1m ³ につき)	110	浴場業等で町長が特に認めたもの		1m ³ につき	40
種別	従量使用料																																				
	単位	金額																																			
一般汚水	汚水排除量が8m ³ まで	750																																			
	汚水排除量が8m ³ を超え13m ³ まで(1m ³ につき)	85																																			
	汚水排除量が13m ³ を超え20m ³ まで(1m ³ につき)	90																																			
	汚水排除量20m ³ を超え50m ³ まで(1m ³ につき)	130																																			
	汚水排除量50m ³ を超え500m ³ まで(1m ³ につき)	165																																			
	汚水排除量500m ³ を超えるもの(1m ³ につき)	195																																			
湯屋業	1m ³ につき	35																																			
種別	基本使用料	従量使用料																																			
		単位	金額																																		
一般汚水	1,200円 (汚水量が10m ³ まで)	汚水量が11m ³ 以上(1m ³ につき)	110																																		
浴場業等で町長が特に認めたもの		1m ³ につき	40																																		
2 徴収方法	隔月定例日検針 水道局に徴収委託 ・口座振替又は納入通知書による納付	・毎月検針毎月徴収の指定精算方式 ・水道料金の徴収と一元化(予定) ・口座振替又は納入通知書による納付(予定)																																			
3 納入場所	市内指定金融機関、郵便局、コンビニエンスストア	町指定金融機関																																			
4 徴収事務	水道局に徴収事務の委託をしている	塩江町建設水道課において徴収の予定																																			
5 納入期限	翌月 15日 口座振替は翌月14日	翌月末日 口座振替は翌月 25日(再振あり)																																			

部 会 名	土 木
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題
使用料金、検針月、納入場所、納入期限が異なっている。 塩江町においては、下水道条例を平成14年3月に制定し施行しているが、下水道使用料徴収等については、未供用のため未実施である。

対 応 策
下水道条例に基づく徴収等が未実施であることから、高松市の制度に統一する。

調 整 案
高松市の制度に統一する。

行政制度等現況調書 調整方針

協定項目	24- 19 下水道事業	
分類	受益者負担金	
	現	況
項目	高 松 市	塩 江 町
1 対象者	賦課対象区域内の土地に係る受益者	賦課対象区域内の土地に係る受益者
2 負担金額	対象の地積に 1㎡当り150円を乗じて得た金額 (ただし、10円未満の負担金額は切り捨て)	対象の地積に 1㎡当り150円を乗じて得た金額 (分担金の上限450,000円、また、100円未満の 分担金額は切り捨て)
3 徴収方法	5年間の分割払で、年2期(7・11月)の10回均等払い(1000円未満の端数は初回へ)。一括納付も可。 納入通知書	3年間の分割払で、年3期(8・10・12月)の9回均等払い(1000円未満の端数は初回へ)。一括納付も可。 納入通知書または口座振替
4 賦課時期	賦課対象区域の告示後、一括賦課	賦課対象区域の告示後、一括賦課
5 報奨金制度	納期前に納付した分担金 × 1 / 300 × 納期前月数の合計 = 報奨金	納期前に納付した分担金 × 1 / 100 × 納期前月数の合計 = 報奨金
6 減免基準	1 国または地方公共団体が公用に供し、または供することを予定している土地 2 国または地方公共団体が、その企業の用に供している土地 3 国または地方公共団体が、公共の用に供することを予定している土地 4 私鉄用地、学校教育法第1条・私立学校法第3条の規定の学校が教育の目的で使用する土地、社会福祉法人・宗教法人の施設、生活保護法の生活扶助を受けている者の土地または使用する土地、文化財である土地あるいは建物・工作物の土地、自治会が所有し、あるいは使用している土地 5 その他市長が特に必要と認める土地	1 公用に供し、または供することを予定している土地に係る受益者 2 公営企業の用に供している土地に係る受益者 3 公共の用に供することを予定している土地に係る受益者 4 公の生活扶助を受けている受益者 5 土地等を提供した受益者 6 状況により分担金を減免する必要があると認められる土地に係る受益者 6の内容については、左記の高松市の4および5とほぼ同じ

部 会 名	土 木
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題
<p>受益者負担金(分担金)単価、徴収方法、報奨金、減免の対象範囲が異なっている。</p> <p>分担金に上限金額を設けている。</p> <p>事業のために土地等を提供した受益者に対する減免規定を設けている。</p> <p>塩江町においては、下水道事業受益者分担金条例が制定されているが、徴収等については未実施である。</p>

対 応 策
<p>事業のための土地等の提供はなく、また下水道事業受益者分担金条例に基づく徴収等が未実施であることから、高松市の制度に統一する。</p>

調 整 案
<p>高松市の制度に統一する。</p>

行政制度等現況調書 調整方針

協定項目	24- 19 下水道事業	
分類	水洗便所改造資金貸付	
現 況		
項目	高 松 市	塩 江 町
1 内容	汲取り便所を水洗トイレに改造又は、浄化槽を廃止して、公共下水道に接続しようとする者に対し、改造資金の貸付を行う	該当なし。
2 貸付限度額	汲取り便所改造の場合 1戸につき40万円以内 浄化槽廃止の場合 1槽につき20万円以内	
3 利率	無利息	
4 償還方法	貸付を受けた翌月から1か月当たり1万円の均等分割払い	

部 会 名	土 木
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題

対 応 策

調 整 案
高松市の制度を適用する。

行政制度等現況調書 調整方針

協定項目	24- 19 下水道事業									
分類	汚水ますの設置									
	現 況									
項目	高 松 市	塩 江 町								
1 汚水ます	<p>取付管と宅地内排水管の接続部である汚水ますは、定められた基準構造のものを、公道と敷地との境界に近接した敷地内に、使用者が設置する。 名称 取付ます (下水道条例施行規則)</p>	<p>私有地内に生じる汚水を排除するための汚水ますは、道路境界より1m以内の私有地内に設置するものとし、工事費は町負担とする 名称 公共ます (公共下水道事業の公共ます設置取扱基準要綱)</p> <p>汚水ますの数</p> <table border="0"> <tr> <td>事業計画区域 (拡大認可含)</td> <td style="text-align: right;">500 個</td> </tr> <tr> <td>H15年度末 整備済み数</td> <td style="text-align: right;">160 個</td> </tr> <tr> <td>H16年度末 整備済み数</td> <td style="text-align: right;">300 個</td> </tr> <tr> <td>合併時の未整備数</td> <td style="text-align: right;">200 個</td> </tr> </table>	事業計画区域 (拡大認可含)	500 個	H15年度末 整備済み数	160 個	H16年度末 整備済み数	300 個	合併時の未整備数	200 個
事業計画区域 (拡大認可含)	500 個									
H15年度末 整備済み数	160 個									
H16年度末 整備済み数	300 個									
合併時の未整備数	200 個									

部 会 名	土 木
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題
<p>汚水ますの設置について、費用の負担区分 (公、民) が異なる。</p>

対 応 策
<p>塩江町が実施している汚水ますの設置については、合併年度及びこれに続く5年度に限り継続する。</p>

調 整 案
<p>高松市の制度に統一する。 ただし、塩江町が実施している汚水ますの設置については、合併年度及びこれに続く5年度に限り、現行のとおりに継続するものとする</p>

行政制度等現況調書 調整方針

協定項目	24- 19 下水道事業	
分類	合併処理浄化槽設置に対する補助	
	現 況	
項 目	高 松 市	塩 江 町
合併処理浄化槽 設置整備事業補 助	(補助対象者) 専用住宅(主に居住の用に供する建物で小規模 店舗を併設した住宅を含む。)に設置する者 (補助限度額) 5人槽 445,000円 6~7人槽 514,000円 8~10人槽 648,000円 11~20人槽 981,000円 21~30人槽 1,668,000円 31~50人槽 2,238,000円	(補助対象者) 高松市と同じ。 (補助限度額) 5人槽・6人槽 396,000円 7人槽・8人槽 540,000円 10人槽(2世帯住宅に限る) 824,000円 11~20人槽 981,000円 21~30人槽 1,668,000円 31~50人槽 2,238,000円 単独浄化槽撤去費助成(限度額)200,000円
	なお、専用住宅を販売又は賃貸しようとする場合、 市税を滞納している者等については、次の補助限 度額となる (補助限度額) 5人槽 354,000円 6~7人槽 411,000円 8~10人槽 519,000円 11~20人槽 981,000円 21~30人槽 1,668,000円 31~50人槽 2,238,000円	該当なし。

部 会 名	土 木
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題
<p>・補助限度額(市・町単独の上乗せ額)の一部に差異がある。</p> <p>・人槽区分が異なる。</p> <p>・塩江町においては、10人槽が2世帯住宅に限られている。また、単独浄化槽の撤去費に対する助成制度がある。</p> <p>・高松市では、賃貸物件、市税滞納者は国基準の補助金となっている。</p>

対 応 策
<p>単独浄化槽の撤去費に対する助成制度については、平成18年度まで経過措置として継続し、その他については高松市の制度に統一する。</p>

調 整 案
<p>高松市の制度に統一する。 ただし、塩江町が実施している単独浄化槽撤去費助成制度については、平成18年度まで現行のとおりに継続するものとする。</p>

行政制度等現況調書 調整方針

協定項目	24- 19 下水道事業	
分類	雨水利用	
	現 況	
項目	高 松 市	塩 江 町
1 雨水貯留浸透 施設整備助成	<p>(内容) 個人・法人が自己の土地に雨水浸透施設(雨水浸透枡,雨水浸透トレンチ)を設置の際、その費用の一部を助成 (助成額) 雨水浸透枡 内径150ミ以下 5,000円 / 基 150超～200以下 7,000円 / 基 200超～250以下 10,000円 / 基 250超～300以下 11,000円 / 基 300超～350以下 18,000円 / 基 350超～400以下 21,000円 / 基 400超 40,000円 / 基 雨水浸透トレンチ 内径75ミ以下 4,000円 / m 75超～100以下 5,000円 / m 100超～150以下 6,000円 / m 150超～200以下 9,000円 / m 200超 11,000円 / m</p>	該当なし。
	<p>(内容) 公共下水道を使用する際、不要となった浄化槽を雨水貯留に改造する個人・法人にその費用の一部を助成 (助成額) 改造工事費用額の2/3(上限10万円)</p>	該当なし。

部 会 名	土 木
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題

対 応 策

調 整 案
高松市の制度を適用する。

行政制度等現況調書 調整方針

協定項目	24- 19 下水道事業	
分類	雨水利用	
現 況		
項目	高 松 市	塩 江 町
2 雨水流出抑制 施設整備助成	(内容) 雨水等を雑用水として利用するために貯留する施設を設置する際、その費用の一部を助成	該当なし。
	(補助対象者) 個人・法人	
	(助成額) 小規模施設 雨水貯留施設購入価格の1/2(上限10万円) 中・大規模施設 1m ³ につき4万円(上限100万円)。ただし、有効貯留水量が25m ³ を超えるもので、雨水に排水を混入して雑排水として利用するための簡易浄化装置を設置する場合は、25m ³ を超える部分について2万円/m ³ を加算(上限150万円)。	

部 会 名	土 木
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題

対 応 策

調 整 案

協議第20号資料

「財産の取扱いについて」に関する資料

公 有 財 産 に つ い て	30
財 産 区 に つ い て	31
(参考資料 1) 市町の財産等に関する調書	32

行政制度等現況調書 調整方針

協定項目		5 財産の取扱い		部会名	企画財政	
分類		公有財産				
		現況				
項目	高松市	塩江町				
1 土地及び建物	(1) 行政財産	土地 7,059,362.79 m ² 建物 1,067,260.20 m ²	(1) 行政財産	土地 124,897.50 m ² 建物 31,046.33 m ²	問題点・課題	
	(2) 普通財産	土地 671,214.10 m ² 建物 46,397.38 m ²	(2) 普通財産	土地 1,971,656.59 m ² 建物 618.35 m ²		
2 有価証券	株券 738,333 千円 (3件)	株券 2,966 千円 (3件)				
3 出資による権利	5,034,252 千円	17,513 千円				
	(内訳) 出資金 3,068,185 千円 出捐金 1,966,067 千円	(内訳) 出資金 11,081 千円 出捐金 5,450 千円 拠出金 793 千円 その他 189 千円				
4 債権	4,691,242 千円 (12件)	80,000 千円 (1件)				
5 基金	19,394,564 千円	1,210,561 千円				
6 起債残高	234,487,082 千円	5,167,384 千円				
	(内訳) 一般会計 122,911,968 千円 特別会計 92,528,648 千円 企業会計 19,046,466 千円	(内訳) 一般会計 3,287,250 千円 特別会計 1,626,122 千円 企業会計 254,012 千円				
			調整案 塩江町の所有する財産及び債務は、すべて高松市に引き継ぐものとする。			

数字は平成 14年度末現在

行政制度等現況調書 調整方針

協定項目	5 財産の取扱い																																																					
分類	財産区																																																					
現 況																																																						
項 目	高 松 市	塩 江 町																																																				
1 管理会	<table border="1"> <tr> <td rowspan="4">弦打財産区</td> <td>区域面積</td> <td>7.05 km²</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">財産</td> <td>山林</td> <td>73,044 m²</td> </tr> <tr> <td>立木</td> <td>568 m³</td> </tr> <tr> <td>管理基金</td> <td>1,420 千円</td> </tr> <tr> <td>財産管理委員定数</td> <td colspan="2">7 人</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">雌雄島財産区</td> <td>区域面積</td> <td>4.06 km²</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">財産</td> <td>山林</td> <td>783,325 m²</td> </tr> <tr> <td>立木</td> <td>3,869 m³</td> </tr> <tr> <td>管理基金</td> <td>7,630 千円</td> </tr> <tr> <td>財産管理委員定数</td> <td colspan="2">7 人</td> </tr> </table>	弦打財産区	区域面積	7.05 km ²	財産	山林	73,044 m ²	立木	568 m ³	管理基金	1,420 千円	財産管理委員定数	7 人		雌雄島財産区	区域面積	4.06 km ²	財産	山林	783,325 m ²	立木	3,869 m ³	管理基金	7,630 千円	財産管理委員定数	7 人		<table border="1"> <tr> <td rowspan="4">塩江地区財産区</td> <td>区域面積</td> <td>28.04 km²</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">財産</td> <td>山林</td> <td>30,330 m²</td> </tr> <tr> <td>立木</td> <td>2,740 m³</td> </tr> <tr> <td>管理基金</td> <td>9,131 千円</td> </tr> <tr> <td>財産管理委員定数</td> <td colspan="2">7 人</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">上西地区財産区</td> <td>区域面積</td> <td>22.73 km²</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">財産</td> <td>山林</td> <td>2,420 m²</td> </tr> <tr> <td>立木</td> <td>359 m³</td> </tr> <tr> <td>管理基金</td> <td>2,330 千円</td> </tr> <tr> <td>財産管理委員定数</td> <td colspan="2">7 人</td> </tr> </table>	塩江地区財産区	区域面積	28.04 km ²	財産	山林	30,330 m ²	立木	2,740 m ³	管理基金	9,131 千円	財産管理委員定数	7 人		上西地区財産区	区域面積	22.73 km ²	財産	山林	2,420 m ²	立木	359 m ³	管理基金	2,330 千円	財産管理委員定数	7 人	
弦打財産区	区域面積		7.05 km ²																																																			
	財産		山林	73,044 m ²																																																		
			立木	568 m ³																																																		
		管理基金	1,420 千円																																																			
財産管理委員定数	7 人																																																					
雌雄島財産区	区域面積	4.06 km ²																																																				
	財産	山林	783,325 m ²																																																			
		立木	3,869 m ³																																																			
		管理基金	7,630 千円																																																			
財産管理委員定数	7 人																																																					
塩江地区財産区	区域面積	28.04 km ²																																																				
	財産	山林	30,330 m ²																																																			
		立木	2,740 m ³																																																			
		管理基金	9,131 千円																																																			
財産管理委員定数	7 人																																																					
上西地区財産区	区域面積	22.73 km ²																																																				
	財産	山林	2,420 m ²																																																			
		立木	359 m ³																																																			
		管理基金	2,330 千円																																																			
財産管理委員定数	7 人																																																					
2 議会	<table border="1"> <tr> <td rowspan="4">鬼無財産区</td> <td>区域面積</td> <td>6.98 km²</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">財産</td> <td>山林</td> <td>990,071 m²</td> </tr> <tr> <td>立木</td> <td>8,330 m³</td> </tr> <tr> <td>管理基金</td> <td>59,259 千円</td> </tr> <tr> <td>議員定数</td> <td colspan="2">14 人</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">香西財産区</td> <td>区域面積</td> <td>4.11 km²</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">財産</td> <td>山林</td> <td>1,180,853 m²</td> </tr> <tr> <td>立木</td> <td>3,626 m³</td> </tr> <tr> <td>管理基金</td> <td>85,643 千円</td> </tr> <tr> <td>議員定数</td> <td colspan="2">12 人</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">下笠居財産区</td> <td>区域面積</td> <td>18.88 km²</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">財産</td> <td>山林</td> <td>1,361,390 m²</td> </tr> <tr> <td>立木</td> <td>7,183 m³</td> </tr> <tr> <td>管理基金</td> <td>136,747 千円</td> </tr> <tr> <td>議員定数</td> <td colspan="2">14 人</td> </tr> </table>	鬼無財産区	区域面積	6.98 km ²	財産	山林	990,071 m ²	立木	8,330 m ³	管理基金	59,259 千円	議員定数	14 人		香西財産区	区域面積	4.11 km ²	財産	山林	1,180,853 m ²	立木	3,626 m ³	管理基金	85,643 千円	議員定数	12 人		下笠居財産区	区域面積	18.88 km ²	財産	山林	1,361,390 m ²	立木	7,183 m ³	管理基金	136,747 千円	議員定数	14 人		該当なし													
鬼無財産区	区域面積		6.98 km ²																																																			
	財産		山林	990,071 m ²																																																		
			立木	8,330 m ³																																																		
		管理基金	59,259 千円																																																			
議員定数	14 人																																																					
香西財産区	区域面積	4.11 km ²																																																				
	財産	山林	1,180,853 m ²																																																			
		立木	3,626 m ³																																																			
		管理基金	85,643 千円																																																			
議員定数	12 人																																																					
下笠居財産区	区域面積	18.88 km ²																																																				
	財産	山林	1,361,390 m ²																																																			
		立木	7,183 m ³																																																			
		管理基金	136,747 千円																																																			
議員定数	14 人																																																					

数字は平成 14年度末現在

部 会 名	企 画 財 政
-------	---------

問 題 点 ・ 課 題

対 応 策

調 整 案
塩江地区財産区及び上西地区財産区の財産については、それぞれの財産区の財産として高松市に引き継ぐものとする

参考資料 1

市町の財産等に関する調書

(1) 土地及び建物

区分		高 松 市		塩 江 町		
		土地 (㎡)	建物 (㎡)	土地 (㎡)	建物 (㎡)	
行政財産	公有財産	本庁舎	8,839.17	34,021.37	6,439.74	3,017.82
		消防施設	18,861.47	13,274.31	508.50	389.88
		その他の施設	303,338.65	119,320.50	420.15	134.78
	公共物財産	学 校	992,811.46	427,323.33	34,152.12	9,736.00
		公営住宅	498,222.65	236,072.17	6,258.45	4,671.59
		公 園	1,034,332.59	9,189.58	-	-
		その他の施設	4,202,956.80	228,058.94	77,118.54	13,096.26
普通財産	山 林	255,026.00	-	1,942,446.65	-	
	宅 地	355,914.97	46,397.38	8,376.37	618.35	
	その他	60,273.13	-	20,833.57	-	
計		7,730,576.89	1,113,657.58	2,096,554.09	31,664.68	

数字は平成14年度末現在

(2) 基金

高 松 市		塩 江 町	
区分	基金積立現在額 (円)	区分	基金積立現在額 (円)
財政調整基金	7,546,483,477	一般財政調整基金	539,515,617
減債基金	4,107,581,982	減債基金	66,398,564
生活環境施設整備基金	24,020,015		
建設事業基金	1,057,769,998		
市民会館建設事業基金	4,911,723,195		
国民健康保険事業財政調整基金	0	国保財調基金	65,585,668
介護保険事業財政調整基金	1,081,801,000	介護保険事業財政調整基金	47,053,824
中小企業勤労者福祉共済基金	120,184,659		
		学校建築基金	63,396
		空港周辺整備基金	24,607,153
		後継者人材育成基金	23,741,719
		地域振興基金	158,069,864
		中山間地域振興基金	4,225,757
		中山間ふるさと水と土保全対策基金	10,239,094
		美術品取得基金	6,338,337
		福祉施設整備基金	11,784,288
		新清綿工場周辺整備基金	228,942,056
		塩江財産区積立金	9,130,543
		上西財産区積立金	2,329,774
		年金印紙購入基金	0
		下水道事業償還基金	11,548,000
定額基金	用品調達基金	5,000,000	
	土地開発基金	540,000,000	土地開発基金
計		19,394,564,326	1,210,560,617

数字は平成14年度末現在

協議第 2 1 号資料

「条例・規則等の取扱いについて」に関する資料

条 例 ・ 規 則 等 の 数 に つ い て 3 4

行政制度等現況調書 調整方針

協定項目	14 条例・規則等の取扱い	
分類	条例・規則等の数	
現 況		
項 目	高 松 市	塩 江 町
1 条例 規則等数	1 条例 233本 2 規則 282本 3 規程等 165本 (平成16年4月1日現在)	1 条例 153本 2 規則 129本 3 規程等 59本 (平成16年4月1日現在)

部 会 名	総 務
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題

対 応 策

調 整 案
条例・規則等については、高松市の条例・規則等を適用する。 ただし 行政制度等の調整結果を踏まえ 条例・規則等の制定、一部改正等を行うものとする。

「児童福祉事業について」に関する資料

保 育 所 の 現 況 に つ い て	36
保 育 料 に つ い て	37
第3子以降保育料減免事業について	38
特 別 保 育 事 業 に つ い て	39 ~ 41
病 後 児 保 育 事 業 に つ い て	42
私 立 保 育 所 支 援 事 業 に つ い て	43 ~ 44
認 可 外 保 育 支 援 事 業 に つ い て	45
民 間 児 童 厚 生 施 設 運 営 補 助 事 業 に つ い て	46
母 子 家 庭 等 就 業 ・ 自 立 支 援 セ ン タ ー 事 業 に つ い て	47
子 育 て 短 期 支 援 事 業 に つ い て	48
母 子 生 活 支 援 施 設 に つ い て	49
母 子 寡 婦 福 祉 資 金 貸 付 等 事 業 に つ い て	50
母 子 等 医 療 費 助 成 制 度 に つ い て	51
乳 幼 児 医 療 費 助 成 制 度 に つ い て	52
(別紙1)高松市と塩江町保育料徴収金額比較表	53
(別紙2)母子福祉資金・寡婦福祉資金貸付金の種類と内容	54 ~ 56

行政制度等現況調書 調整方針

協定項目	24- 9 児童福祉事業		部 会 名	健 康 福 祉
分 類	保育所の現況			
	現 況			
項 目	高 松 市	塩 江 町	問 題 点 ・ 課 題	
1 保育所数及び定員	・公立保育所 31カ所 定員 3,095人 ・私立保育所 25カ所 定員 3,005人	・公立保育所 1カ所 定員 120人 ・私立保育所 なし		
2 対象者(年齢)	就学前児童	就学前児童		
3 年齢別児童数	平成16年4月1日現在在所年齢別児童数	平成16年4月1日現在在所年齢別児童数	対 応 策	
	(1)0歳児 290人 (2)1歳児 912人 (3)2歳児 1,168人 (4)3歳児 1,301人 (5)4歳児 1,297人 (6)5歳児 1,306人 合計 6,274人	(1)0歳児 2人 (2)1歳児 7人 (3)2歳児 20人 (4)3歳児 33人 (5)4歳児 39人 (6)5歳児 28人 合計 129人	調 整 案	

行政制度等現況調書 調整方針

協定項目	24-9 児童福祉事業	
分類	保育料	
	現 況	
項目	高 松 市	塩 江 町
1 保育料等	(階層区分) A階層～D6階層の10階層 生活保護法による被保護世帯(A) 市町村民税非課税世帯(B) 市町村民税課税世帯(C1均等割、C2所得割) 所得税課税世帯(D1～D6) (年齢区分) A階層～D1階層(3歳未満児、3歳以上児) D2階層～D6階層(3歳未満児、3歳児、4歳以上児) (保育料月額) 別紙1 高松市と塩江町の保育料徴収金額比較表のとおり	(階層区分) A階層～D12階層の17階層 生活保護法による被保護世帯(A) 市町村民税非課税世帯(B) 市町村民税課税世帯(C1均等割、C2所得割5,000円未満、C3所得割5,000円以上) 所得税課税世帯(D1～D12) (年齢区分) A階層～D12階層(3歳未満児、3～4歳児、5歳以上児) (保育料月額) 別紙1 高松市と塩江町の保育料徴収金額比較表のとおり

部 会 名	健康福祉
-------	------

問 題 点 ・ 課 題
保育料の階層区分・年齢区分・保育料月額が異なっている

対 応 策
高松市の制度に統一する。 ただし、合併時における急激な負担増を緩和するため、塩江町の保育所に入所する児童の保育料については、合併年度の翌年度から5年度目において、高松市の保育料と同額となるよう調整するものとする。

調 整 案
高松市の制度に統一する。 ただし、塩江町の保育所の保育料については、合併年度の翌年度から5年度目において、高松市の保育料と同額となるよう調整するものとする。

行政制度等現況調査 調整方針

協定項目	24-9 児童福祉事業																					
分類	第3子以降保育料減免事業																					
	現 況																					
項目	高 松 市	塩 江 市 町																				
1 対象及び減免内容等	<p>BからD6階層に属する同一世帯で3人以上の児童(満18歳に満たない者をいうが、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者を含む。)を現に養育し、かつ、当該児童のうち出生順位が第3位以降の児童が当該世帯から入所している場合においては、当該児童の保育料は、徴収金額表及び備考1の規定にかかわらず、次のとおりである。また、3歳未満児のいるD3からD6階層に属する世帯の保育料は、別紙1「高松市と塩江町の保育料徴収金額比較表」中の高松市保育料徴収金額表、備考1の規定にかかわらずBからD2階層に属する世帯の規定を適用する。</p> <p>(1) BからD2階層に属する世帯 0円 (2) D3からD6階層に属する世帯</p> <p>ア 出生順位が第3位以降の児童が3歳未満児の場合 0円 イ 出生順位が第3位以降の児童が3歳以上の場合 徴収金額表および備考1の規定により算出された保育料の1/2の額</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>年齢</th> <th>階層</th> <th>保育料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3歳未満児</td> <td>B～D6</td> <td>0円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">3歳以上児</td> <td>B～D2</td> <td>0円</td> </tr> <tr> <td>D3～D6</td> <td>金額表の1/2</td> </tr> </tbody> </table>	年齢	階層	保育料	3歳未満児	B～D6	0円	3歳以上児	B～D2	0円	D3～D6	金額表の1/2	<p>BからD12階層に属する同一世帯で3人以上の児童(満18歳に満たない者をいうが、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者を含む。)を現に養育し、かつ、当該児童のうち出生順位が第3位以降の3歳未満の児童が当該世帯から入所している場合においては、当該児童の保育料を免除する。ただし、同一世帯から出生順位が第3位以降である3歳未満児を含む2人以上の児童が保育されている場合は、徴収金額表の額を徴収金の額とする。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>年齢</th> <th>階層</th> <th>保育料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3歳未満児</td> <td>B～D12</td> <td>0円 1</td> </tr> <tr> <td>3歳以上児</td> <td>B～D12</td> <td>減免なし</td> </tr> </tbody> </table> <p>1 3歳未満児を含む2人以上が入所している場合は、減免なし。</p>	年齢	階層	保育料	3歳未満児	B～D12	0円 1	3歳以上児	B～D12	減免なし
年齢	階層	保育料																				
3歳未満児	B～D6	0円																				
3歳以上児	B～D2	0円																				
	D3～D6	金額表の1/2																				
年齢	階層	保育料																				
3歳未満児	B～D12	0円 1																				
3歳以上児	B～D12	減免なし																				

部会名	健康福祉
-----	------

問題点・課題
対象階層及び減免内容に差異がある。

対応策
高松市の制度に統一する。

調整案
高松市の制度に統一する。

行政制度等現況調書 調整方針

協定項目	24- 9 児童福祉事業		部会名	健康福祉
分類	特別保育事業			
	現 況			
項目	高 松 市	塩 江 町		問 題 点 ・ 課 題
1 障害児保育	<p>(内容) 健全児とともに生活することにより心身の発達が促進され と思われる障害のある児童を受入れする障害児保育を公 立保育所及び私立保育所で実施。 (保育時間) 【公立】 健全児と同じ保育時間 【私立】 健全児と同じ保育時間 (保育料) 別紙 1「高松市と塩江町の保育料徴収金額比較表」のとおり</p>	<p>該当なし。</p>		<p>塩江町は、公立保育所のみである。 塩江町では、障害児保育、在宅障害 児ふれあい事業、地域子育て推進事 業、地域子育て支援センター事業、休 日保育及び学童保育を実施していな い。 延長保育の保育料に差異がある。</p>
2 延長保育	<p>(内容) 保護者の残業等、やむを得ない事情のため、原則として 午後6時を超えて、おおむね1時間以上の保育を必要とす る場合に、公立保育所12ヶ所、私立保育所25ヶ所で延長 保育を実施。 (保育時間) 【公立】 午後7時まで 【私立】 概ね午後7時まで (園により、それ以降の場合がある) (保育料) 【公立】 1回当たり300円 【私立】 保育所により異なる</p>	<p>(内容) 保護者の残業等、やむを得ない事情のため、原則とし 6時を超えて、おおむね1時間以上の保育を必要とする 場合に、実施 (保育時間) 午後7時まで (保育料) 1月当たり2,000円</p>		対 応 策
				<p>保育料については、高松市の制度に 統一する。</p>
3 一時保育	<p>(内容) 保護者の断続的・短時間就労等の就労形態の多様化に 伴う一時的な保育や保護者の傷病等による緊急時の保育 などの一時的な保育に対する需要に対応するため公立保 育所3ヶ所、私立保育所19ヶ所で一時保育を実施。 (保育時間) 【公立】 月～金曜日の9:00～16:00 【私立】 保育所により異なる (保育料) 【公立】 ・1日 2,500円 半日 1,500円 【私立】 保育所により異なる</p>	<p>(内容) 保護者の断続的・短時間就労等の就労形態の多様化 に伴う一時的な保育や保護者の傷病等による緊急時の 保育などの一時的な保育に対する需要に対応するため 一時保育を実施。 (保育時間) 月～金曜日の9:00～16:00 (保育料) ・1日 2,500円 半日 1,500円</p>		調 整 案
				<p>高松市の制度に統一する。</p>

行政制度等現況調書 調整方針

協定項目	24- 9 児童福祉事業		部会名	健康福祉
分類	特別保育事業			
	現 況			
項目	高 松 市	塩 江 町	問 題 点 ・ 課 題	
4 乳児保育	<p>(内容) 2ヶ月～1歳未満の乳児を保育する乳児保育を公立保育所 22ヶ所、私立保育所 25ヶ所を実施。 【公立】 3ヵ月～1歳未満 22ヶ所</p> <p>【私立】 2ヵ月～1歳未満 13ヶ所 3ヵ月～1歳未満 11ヶ所 4ヵ月～1歳未満 1ヶ所</p>	<p>(内容) 6ヵ月～1歳未満の乳児を保育する乳児保育を実施。</p>		
5 在宅障害児ふれあい事業	<p>(内容) 在宅の障害児に対して保育所を開放して、交流を深めたり育児相談などを行う事業を公立保育所 13ヶ所を実施。</p>	該当なし。		
6 保育体験事業	<p>(内容) 中学生・高校生を対象に、保育所における保育の体験を通して、男女の別なく子育ての楽しさや喜びを体得できる機会を提供する事業を公立保育所 14ヶ所を実施。</p>	<p>(内容) 中学生・高校生を対象に、保育所における保育の体験を通して、男女の別なく子育ての楽しさや喜びを体得できる機会を提供する事業を実施。</p>		
			対 応 策	
			調 整 案	

行政制度等現況調書 調整方針

協定項目	24- 9 児童福祉事業	
分類	特別保育事業	
	現 況	
項 目	高 松 市	塩 江 町
7 地域子育て推進事業	(内容) 在宅の児童に保育所を開放して、入所児童との交流を図ったり子育ての悩みや不安について、経験豊富な保育士が相談に応じたり子育ての仲間が欲しい時に、子育ての情報の提供や子育てサークルなどの支援をする事業を公立保育所18ヶ所、私立保育所18ヶ所で実施。	該当なし。
8 世代間交流事業	(内容) 保育所等で地域のお年寄りとおふれあうことにより世代間の交流を図る事業を公立保育所2ヶ所、私立保育所17ヶ所で実施。	(内容) 保育所等で地域のお年寄りとおふれあうことにより世代間の交流を図る事業を実施。
9 地域子育て支援センター事業	子育て家庭等の育児不安についての相談指導、子育てサークル等の育成・支援、特別保育事業等の実施・普及促進及び地域の保育の情報の提供を行う事業を、私立保育所5ヶ所で実施。	該当なし。
10 休日保育	日曜 祝日等の保護者の勤務等により、保護者が休日に面倒を見る事ができない子どもを、保育所において保育する事業を、私立保育所4ヶ所で実施。	該当なし。
11 学童保育	保護者が労働等により、昼間家にいない家庭の小学校低学年の児童に対し、授業終了後に遊び・生活の場を提供し、児童の健全な育成を図る事業を、私立保育所9ヶ所で実施。	該当なし。

部 会 名	健 康 福 祉
-------	---------

問 題 点 ・ 課 題

対 応 策

調 整 案

行政制度等現況調書 調整方針

協定項目	24- 9 児童福祉事業		部会名	健康福祉
分類	病後児保育事業			
現 況				
項目	高 松 市	塩 江 町	問 題 点 ・ 課 題	
1 内容	保育所に通所中の児童等が病気の「回復期」にあ り 集団保育の困難な期間、その児童を病院等に付 設された専用スペースで一時的に預かることにより 保護者の子育てと就労の両立を支援し、児童の健 全育成を図る。	該当なし。		
2 委託機関	市内の医療機関 3カ所			
3 利用負担金	午前 8時から午後 5時まで 2,000円 開設時間が半日の場合 1,000円 上記の利用時間に引き続き延長 1時間 500円		対 応 策	
			調 整 案	
			高松市の制度を適用する。	

行政制度等現況調書 調整方針

協定項目	24- 9 児童福祉事業	
分類	私立保育所支援事業	
現 況		
項目	高 松 市	塩 江 町
1 運営委託	私立保育所に対して、国の保育単価に基づき、各月初日の入所人員に応じて支払っている。	該当なし。
2 特別保育事業委託	乳児保育促進事業、障害児保育支援事業、休日保育事業、地域子育て支援センター事業などの特別保育事業を実施している私立保育所に対して、運営費を支払っている。	該当なし。
3 特別保育事業補助	延長、一時保育を実施している私立保育所に対して、補助金を支払っている。	該当なし。
4 職員研修費補助	(内容) 私立保育所が実施する職員研修に係わる経費の一部を補助する。 (補助金額) 職員 1人当たり年間 15,000円	該当なし。

部 会 名	健 康 福 祉
-------	---------

問 題 点 ・ 課 題

対 応 策

調 整 案
高松市の制度を適用する。

行政制度等現況調書 調整方針

協定項目	24- 9 児童福祉事業	
分類	私立保育所支援事業	
	現 況	
項目	高 松 市	塩 江 町
5 保育所入所等事務謝金	私立保育所において入所申込の交付および受付等、入所事務に対する役務について、謝金を交付している	該当なし。
6 社会福祉法人児童福祉施設賠償責任保険補助金	(内容) 私立保育所に対し 児童福祉施設賠償責任保険に係る経費の一部を補助する。 (補助金額) 児童数(定員)1名当たり年間 70円	該当なし。
7 高松市保育研究会事業補助金	高松市保育研究会の実施する研修会、研究会、保育まつり等に対して、研究費として30万円、人権保育関係として72万円、保育まつり開催経費の一部として20万円を補助している。	該当なし。

部 会 名	健 康 福 祉
-------	---------

問 題 点 ・ 課 題

対 応 策

調 整 案

行政制度等現況調書 調整方針

協定項目	24- 9 児童福祉事業		部 会 名	健 康 福 祉
分 類	認可外保育支援事業			
	現 況			
項 目	高 松 市	塩 江 町	問 題 点 ・ 課 題	
1 施設助成	<p>(目的) 認可外保育施設に入所している児童の福祉向上を図るため、認可外保育施設に対して、一定の条件のもと、保育用品、給食用品等に要する経費に対して補助を行っている</p> <p>(内容) 保育用品、給食用品等に要する経費に対し補助 ・昼間児童1人当たり3,500円/月 ・夜間児童1人当たり5,000円/月</p>	該当なし。	対 応 策	
2 職員健康診断助成	<p>(目的) 認可外保育施設に勤務する保育従事者等の健康診断に要する経費を助成することにより、認可外保育施設を利用する児童の安全および衛生の確保を図ることを目的とする</p> <p>(内容) 施設の職員が健康診断を受けた場合、1人当たり4,200円を補助</p>	該当なし。		
3 第3子等保育料助成	<p>(内容) 認可外保育施設に入所している第3子等の児童について、保育料の一部を助成している。 ・3歳未満児 10,000円/月 ・3歳以上児 5,000円/月又は10,000円/月(所得税額による)</p>	該当なし。	調 整 案	高松市の制度を適用する。

行政制度等現況調書 調整方針

協定項目	24- 9 児童福祉事業	
分類	民間児童厚生施設運営補助事業	
現 況		
項目	高 松 市	塩 江 町
1 目的	民間児童館に対して、児童に健全な遊びを与え、その健康を増進し、情操を豊かにすることを目的に実施する事業運営費の一部を助成する。	該当なし。
2 事業内容	上記の目的を達成するために、下記の事業を民間児童館で実施 ・児童健全育成相談支援事業 ・自然体験活動事業 ・子どもボランティア育成支援事業 ・巡回児童館事業 ・年長児童等来館促進事業 ・特別事業	
3 補助額率	国の補助基準額の 1/ 3 国 1/ 3 県 1/ 3 社会福祉法人 1/ 3 社会福祉法人の負担部分 1/ 3を市単独補助 額については、高松市民間児童館活動事業費補助金交付要綱のとおり	

部 会 名	健 康 福 祉
-------	---------

問 題 点 ・ 課 題

対 応 策

調 整 案
高松市の制度を適用する。

行政制度等現況調書 調整方針

協定項目	24- 9 児童福祉事業	
分類	母子家庭等就業・自立支援センター事業	
	現 況	
項目	高 松 市	塩 江 町
1 実施機関	高松市	香川県
2 目的	地域で生活し、継続的生活指導を必要とする母子家庭の母等へ、就業支援サービスを提供するなどして自立の促進を図る	高松市と同じ。
3 内容	就業支援講習会事業等、各種事業を実施	高松市と同じ。
4 委託先	(財)香川県母子福祉連合会に、事業委託	高松市と同じ。

部 会 名	健康福祉
-------	------

問 題 点 ・ 課 題
・実施機関が異なる。

対 応 策
高松市の制度を適用するとともに、実施機関を、香川県から高松市に移行する。

調 整 案
高松市の制度を適用する。

行政制度等現況調書 調整方針

協定項目	24- 9 児童福祉事業	
分類	子育て短期支援事業	
現 況		
項目	高 松 市	塩 江 町
1 短期入所生活援助	<p>(実施機関) 高松市 (内容) 市内在住の1歳以上の児童で、保護者の養育が一時的に困難となった者及び緊急一時的に保護を必要とする母子に対し、児童福祉施設等において養育・保護する。 (委託機関) 児童養護施設 讃岐学園 (利用期間) 原則 1週間 (利用者負担)国の基準額どおり 2歳未満児 10,800円 2歳以上児 5,600円 生活保護世帯等は減免あり</p>	該当なし。
2 夜間養護	<p>(実施機関) 高松市 (内容) 市内在住で保護者の仕事等が恒常的に夜間となる家庭の小学生に対し、夜間の養護を行う (委託機関) 児童養護施設 讃岐学園 (利用期間) 原則 6カ月程度で午後 6時から午後 10時まで (利用者負担)国の基準額どおり 小学生 1,600円 特に市長が認める児童 1,600円 生活保護世帯等は減免あり</p>	該当なし。

部 会 名	健 康 福 祉
-------	---------

問 題 点 ・ 課 題

対 応 策

調 整 案
高松市の制度を適用する。

行政制度等現況調書 調整方針

協定項目	24- 9 児童福祉事業	
分類	母子生活支援施設	
現 況		
項目	高 松 市	塩 江 町
1 目的	配偶者のない女子又はこれに準ずる事情にある女子及びその者の監護すべき児童の入所を行い、これらの者の保護及び生活支援を目的とする施設で、要保護児童の健全育成を図るとともに、母子家庭の自立に向けた指導を行う	該当なし。
2 名称 設置場所	高松市屋島ファミリーホーム 高松市高松町75番地15	
3 施設内容等	主に、施設内で行っている事業等 (母子の会、誕生会、料理教室、手芸教室、地域交流会、学習会、その他)	
4 利用対象者	原則として、高松市民のみ。	

部 会 名	健 康 福 祉
-------	---------

問 題 点 ・ 課 題

対 応 策

調 整 案
高松市の制度を適用する。

行政制度等現況調書 調整方針

協定項目	24- 9 児童福祉事業	
分類	母子寡婦福祉資金貸付等事業	
現 況		
項目	高 松 市	塩 江 町
1 実施機関	高松市	香川県
2 目的・対象者	母子家庭の母、寡婦等に対し、生活の安定と子どもの福祉の向上を図るため、各種資金を貸し付ける。 母子福祉資金 20歳未満の児童を扶養している配偶者のない女子 父母のない20歳未満の児童（修学、修業、就職支度、修学支度、児童扶養資金） 寡婦福祉資金・寡婦及び40歳以上の配偶者のない女子	高松市と同じ。
3 貸付額	別紙2 母子福祉資金 寡婦福祉資金貸付金の種類と内容」のとおり	高松市と同じ。
4 金利	別紙2 母子福祉資金 寡婦福祉資金貸付金の種類と内容」のとおり	高松市と同じ。
5 償還方法	別紙2 母子福祉資金 寡婦福祉資金貸付金の種類と内容」のとおり	高松市と同じ。
6 利子補給	(対象) 市内に住所を有する有利子母子福祉資金・寡婦福祉資金の借受者で、償還計画に定める償還期日の属する年度内に、資金を償還した者に対し、市単独で補給している。 (助成額) 償還した利子相当額	該当なし。

部 会 名	健康福祉
-------	------

問 題 点 ・ 課 題
・実施機関が異なっている。 ・塩江町では、利子補給が実施されていない。

対 応 策
高松市の制度を適用するとともに、実施機関を香川県から高松市に移行する。

調 整 案
高松市の制度を適用する。

行政制度等現況調書 調整方針

協定項目	24- 9 児童福祉事業	
分類	母子等医療費助成制度	
現 況		
項目	高 松 市	塩 江 町
1 助成対象者	<ul style="list-style-type: none"> ・配偶者のない女子等、現に20歳未満の児童を扶養している母等とその児童 ・配偶者のない男子が、現に扶養している20歳未満の児童 ・父が身体障害者(1級、2級)あるいは知的障害(㊤A)で長期にわたって労働能力を失い、扶養されていない母と児童 ・父母のない20歳未満の児童 (その世帯における所得による制限はなし。) 	高松市と同じ。
2 助成内容	保険診療の自己負担相当額 (ただし、高額療養費を除く。)	高松市と同じ。
3 助成方法	現物給付 (ただし、市外の病院等で受診した場合と食事代は償還給付)	償還給付

部 会 名	市 民
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題
助成の方法が異なっている。

対 応 策
高松市の制度に統一する。

調 整 案
高松市の制度に統一する。

行政制度等現況調書 調整方針

協定項目	24-9 児童福祉事業		部会名	市民
分類	乳幼児医療費助成制度			
	現況			
項目	高松市	塩江町	問題点・課題	
1 助成対象者	市内に住所を有する6歳未満の乳幼児の保護者 (その世帯における所得による制限はなし。)	町内に住所を有する、満12歳に達した日以降の最初の3月31日までの乳幼児の保護者 (その世帯における所得による制限はなし。) 満6歳未満の対象者については、香川県が助成しており、6歳以上の対象者については、町単独で助成している	助成対象者及び助成方法に差異がある。	
2 助成内容	保険診療の自己負担相当額 (ただし、高額療養費を除く。)	高松市と同じ。	対応策	
3 助成方法	現物給付 (ただし、市外の病院等で受診した場合と食事代は、償還給付)	【6歳未満の対象者】 現物給付、償還給付のどちらでも可能 (ただし、現物給付は、高松市医師会・高松市薬剤師会・高松市歯科医師会に加入している医療機関のみ。) 【6歳～12歳の対象者】 償還給付	高松市の制度に統一する ただし、合併時において塩江町に住所を有し、引き続き塩江町に住所を有する者については、合併年度及びこれに続く5年度に限り、現行の塩江町の制度を適用するものとする。	
			調整案	
			高松市の制度に統一する。 ただし、合併時において塩江町に住所を有する者については、合併年度及びこれに続く5年度に限り、現行の塩江町の制度を適用するものとする。	

高松市と塩江町の保育料徴収金額比較表

高松市保育料徴収金額表					塩江町保育料徴収金額表				
各月初日の入所児童の属する世帯の階層区分		保育料月額			各月初日の在籍保育児童の属する世帯の階層区分		町徴収基準(月額)		
階層区分	定義	3歳未満児の場合	3歳以上児の場合		階層区分	定義	3歳未満児	3~4歳児	5歳以上児
		円	円				円	円	円
A	生活保護法による被保護世帯(単給世帯を含む。)	0	0		A	生活保護法による被保護世帯(単給世帯を含む。)	0	0	0
B	A階層およびD階層を除き前年度分の市町村民税の額の区分が次の区分に該当する世帯	7,000 (3,500) < 700>	5,000 (2,500) < 500>		B	A階層およびD階層を除き前年度分の市町村民税の額の区分が次の区分に該当する世帯	2,350 (1,175) < 235>	1,690 (845) < 169>	1,690 (845) < 169>
C1	均等割の額のみ(所得割の額のない世帯)	15,000 (7,500) < 1,500>	13,000 (6,500) < 1,300>		C1	均等割のみ(所得割の額のない世帯)	8,530 (4,265) < 853>	5,860 (2,930) < 586>	5,860 (2,930) < 586>
C2	所得割の額がある世帯	18,000 (9,000) < 1,800>	16,000 (8,000) < 1,600>		C2	所得割が5,000円未満である世帯	10,870 (5,435) < 1,087>	8,200 (4,100) < 820>	8,200 (4,100) < 820>
D1	A階層を除き、前年分の所得税課税世帯であって、その所得税の額の区分が次の区分に該当する世帯	23,000 (11,500) < 2,300>	20,000 (10,000) < 2,000>		D1	A階層を除き、前年分の所得税課税世帯であって、その所得税の額の区分が次の区分に該当する世帯	13,290 (6,645) < 1,329>	10,940 (5,470) < 1,094>	10,940 (5,470) < 1,094>
D2	13,000円未満		3歳児の場合	4歳以上児の場合	D2	3,000円以上15,000円未満	15,290 (7,645) < 1,529>	12,940 (6,470) < 1,294>	12,940 (6,470) < 1,294>
D3	13,000円以上64,000円未満	30,000 (15,000) < 3,000>	26,000 (13,000) < 2,600>	25,000 (12,500) < 2,500>	D3	15,000円以上17,000円未満	17,900 (8,950) < 1,790>	15,620 (7,810) < 1,562>	15,620 (7,810) < 1,562>
D4	64,000円以上112,000円未満	38,000 (18,000) < 3,800>	31,000 (15,000) < 3,100>	26,000 (13,000) < 2,600>	D4	17,000円以上50,000円未満	23,410 (11,705) < 2,341>	21,060 (10,530) < 2,106>	21,060 (10,530) < 2,106>
D5	112,000円以上160,000円未満	49,000 (18,500) < 4,900>	32,000 (15,500) < 3,200>	27,000 (13,500) < 2,700>	D5	50,000円以上80,000円未満	27,120 (13,560) < 2,712>	26,680 (13,340) < 2,668>	26,680 (13,340) < 2,668>
D6	160,000円以上408,000円未満	52,000 (19,000) < 5,200>	33,000 (16,000) < 3,300>	28,000 (14,000) < 2,800>	D6	80,000円以上120,000円未満	27,120 (13,560) < 2,712>	26,680 (13,340) < 2,668>	26,680 (13,340) < 2,668>
	408,000円以上	53,000 (19,000) < 5,300>	34,000 (16,000) < 3,400>	29,000 (14,000) < 2,900>	D7	120,000円以上140,000円未満	27,120 (13,560) < 2,712>	26,680 (13,340) < 2,668>	26,680 (13,340) < 2,668>
					D8	140,000円以上180,000円未満	27,120 (13,560) < 2,712>	26,680 (13,340) < 2,668>	26,680 (13,340) < 2,668>
					D9	180,000円以上200,000円未満	27,120 (13,560) < 2,712>	26,680 (13,340) < 2,668>	26,680 (13,340) < 2,668>
					D10	200,000円以上240,000円未満	27,120 (13,560) < 2,712>	26,680 (13,340) < 2,668>	26,680 (13,340) < 2,668>
					D11	240,000円以上510,000円未満	27,120 (13,560) < 2,712>	26,680 (13,340) < 2,668>	26,680 (13,340) < 2,668>
					D12	510,000円以上	27,120 (13,560) < 2,712>	26,680 (13,340) < 2,668>	26,680 (13,340) < 2,668>

備考1 この表の階層区分BからD6階層までの保育料月額()及び< >内の金額は、同一世帯から2人以上の児童が入所している場合において適用される保育料である。この場合の適用方法は、BからD2階層に属する世帯については最も年齢の高い児童1人は通常の保育料を適用し、次に年齢の高い児童1人は、()内の保育料を適用し、その他の児童は< >内の保育料を適用する。また、D3からD6階層に属する世帯については、最も年齢の低い児童1人は通常の保育料を適用し、次に年齢の低い児童は、()内の保育料を適用し、その他の児童は< >内の保育料を適用する。

2 B階層で次に掲げる世帯である場合には、当該階層の保育料を 0円とする。
 母子世帯等 母子及び寡婦福祉法に規定する配偶者のいない女子で、現に児童を扶養している者の世帯及びこれに準ずる父子家庭の世帯
 在宅障害児(者)のいる世帯 次に掲げる児(者)を有する世帯
 ア 身体障害者福祉法第15条に規定する身体障害者手帳の交付を受けた者
 イ 療育手帳制度要綱に規定する療育手帳の交付を受けた者
 ウ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律に規定する特別児童扶養手当の支給対象児、国民年金法に規定する国民年金の障害基礎年金等の受給者

3 BからD6階層に属する同一世帯で、3人以上の児童(満18歳に満たない者をいうが、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者を含む。)を現に養育し、かつ、当該児童のうちの出生順位が第3位以降の児童が当該世帯から入所している場合においては、当該児童の保育料は、徴収金額表及び備考1の規定にかかわらず、次のとおりである。また、3歳未満児のいるD3からD6階層に属する世帯の保育料は、備考1の規定にかかわらずBからD2階層に属する世帯の規定を適用する。
 BからD2階層に属する世帯 0円
 D3からD6階層に属する世帯
 ア 出生順位が第3位以降の児童が3歳未満児の場合 0円
 イ 出生順位が第3位以降の児童が3歳以上の場合 徴収金額表及び備考1の規定により算出された保育料の1/2の額

備考1 この表の階層区分BからD12階層までの保育料月額()及び< >内の金額は、同一世帯から2人以上の児童が入所している場合において適用される保育料である。この場合の適用方法は、BからD5階層に属する世帯については最も年齢の高い児童1人は通常の保育料を適用し、次に年齢の高い児童1人は、()内の保育料を適用し、その他の児童は< >内の保育料を適用する。また、D6からD12階層に属する世帯については、最も年齢の低い児童1人は通常の保育料を適用し、次に年齢の低い児童は、()内の保育料を適用し、その他の児童は< >内の保育料を適用する。ただし、5歳児で、D3からD12階層の基準額が15,000円を超えるときは15,000円とする。

2 B階層で次に掲げる世帯である場合には、当該階層の保育料を 0円とする。
 母子世帯等 母子及び寡婦福祉法に規定する配偶者のいない女子で、現に児童を扶養している者の世帯及びこれに準ずる父子家庭の世帯
 在宅障害児(者)のいる世帯 次に掲げる児(者)を有する世帯
 ア 身体障害者福祉法第15条に規定する身体障害者手帳の交付を受けた者
 イ 療育手帳制度要綱に規定する療育手帳の交付を受けた者
 ウ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律に規定する特別児童扶養手当の支給対象児、国民年金法に規定する国民年金の障害基礎年金等の受給者
 その他の世帯(保護者の申請に基づき、生活保護法に定めるよう保護者等、特に困窮していると町長が認めた世帯。

3 BからD12階層に属する同一世帯で、3人以上の児童(満18歳に満たない者をいうが、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者を含む。)を現に養育し、かつ、当該児童のうちの出生順位が第3位以降の児童が当該世帯から入所している場合においては、当該児童の保育料を免除する。ただし、同一世帯から出生順位が第3位以降である3歳未満児を含む2人以上の児童が保育されている場合は、上記表の額を徴収金の額とする。

母子福祉資金・寡婦福祉資金貸付金の種類と内容

資金の種別一覧表

(平成16年4月1日現在)

資金の種別	内 容	貸付限度額	据置期間	償還期間	利子
事業開始資金	母子家庭の母、寡婦等および母子福祉団体が事業を開始するのに必要な経費	2,830,000 円 団体 4,260,000 円	貸付後1年	据置後 7年以内	無利子
事業継続資金	母子家庭の母、寡婦等および母子福祉団体が事業を継続するのに必要な経費	1,420,000 円	貸付後 6か月	据置後 7年以内	無利子
就学支度資金	母子家庭の母、寡婦等が扶養している児童等が小学校、中学校、高等学校、大学、高等専門学校、専修学校または修業施設へ入学または入所する際に必要な被服等を購入する経費に充てる資金	別表1参照	修学・修業 期間終了後 (小中学校 は15歳到 達後) 6か月	据置後 5年以内 ただし、修 学資金と同 時貸付けの 場合は、修 学と同じ期 間	無利子
修学資金	母子家庭の母、寡婦等が扶養している児童等が高校、大学、高専または専修学校に修学するために必要な経費 貸付期間は修学期間内	別表1参照	修学終了後 6か月	据置後貸付 期間の3倍 以内 (特別) 20年以内 専修一般 5年以内	無利子
技能習得資金	母子家庭の母、寡婦等が事業を開始し、または就職に必要な知識技能を習得するために必要な経費 貸付期間は3年以内	月額 50,000 円 (一括) 600,000 円 自動車運転免許 取得 460,000 円	技能習得後 6か月	据置後 10年 以内	無利子
修業資金	母子家庭の母、寡婦等が扶養している児童等が事業を開始し、または就職に必要な知識技能を習得するために必要な経費 貸付期間は3年以内	月額 50,000 円 高校3年時の自 動車運転免許取 得 460,000 円	技能習得後 6か月	据置後 6年以内	無利子
就職支度資金	母子家庭の母、寡婦等または児童が就職に際して必要な経費	100,000 円 通勤用自動車購 入 320,000 円	貸付後1年	据置後 6年以内	無利子
医療介護資金	母子家庭の母、寡婦等または児童が医療または介護(児童を除く)を受けるために必要となる経費 貸付期間は1年以内	医療 310,000 円 特別(所得税 非課税世帯等) 450,000 円 介護 500,000 円	療養(介 護)終了後 6か月	据置後 5年以内	無利子

資金の種類	内 容	貸付限度額	据置期間	償還期間	利子
生 活 資 金	技能習得資金を借り受けている間の生活費補給資金 貸付期間は技能習得期間	技能習得期間中 月額 141,000 円	貸付期間終了後 6 か月	据置後 10 年以内	無利子
	医療介護資金を借り受けて医療または介護を受けている間の生活費補給資金 貸付期間は医療・介護の貸付けを受けている期間	月額 103,000 円 (生活安定は母子家庭となって7年以内及び総額 2,400,000 円まで。失業は離職の翌日から1年以内) 母が生計中心でない場合 69,000 円		据置後 5 年以内	
	母子家庭となって7年未満の母の生活安定または失業期間中の生活費補給資金			据置後 生活安定 8 年以内 失業 5 年以内	年 3 % (生活安定で月 2 万円及び累計 48 万円以内は無利子)
住 宅 資 金	母子家庭または寡婦等が現に居住し、かつ、原則として所有する住宅の補修、保全、改築、増築をする場合、または住宅を建設するか購入するのに必要な経費に充てる資金	1,500,000 円 特別貸付（新築または購入等） 2,000,000 円	貸付期間終了後 6 か月	据置後 6 年以内 (特別) 7 年以内	年 3 %
転 宅 資 金	母子家庭または寡婦等が住宅を移転するため住宅の賃貸借に際し必要な経費に充てるための資金 (市外に転居する場合は転居先で申請)	260,000 円	貸付後 6 か月	据置後 3 年以内	年 3 %
結 婚 資 金	母子家庭の母または寡婦等が扶養している児童等の婚姻に際し、必要な経費にあてる資金	300,000 円	貸付後 6 か月	据置後 5 年以内	年 3 %
特 例 児 童 扶 養 資 金	児童扶養手当の支給額が、平成14年7月分の手当額と現に支給されている手当額を比較して減額(ただし、手当額のうち児童の加算額は除く)となる場合、児童の扶養に必要な経費としてその差額にあてる資金 貸付期間は、平成14年8月1日から5年	平成14年7月分の児童扶養手当の支給額と貸付申請の際に現に支給されている手当額との差額(ただし、手当額のうち児童の加算額は除く)。	貸付期間満了日または児童が15歳になった学年末のいずれか遅い日の翌日から1年	据置後 10 年以内	無利子

別表1 就学支度資金，修学資金の学校別一覧表

学校区分	区 分		就学支度資金 貸付限度額	修 学 資 金	
	種別	通学		貸付限度額（一般）	貸付限度額（特別）
小学校	-	-	39,500円	修学資金は、小・中学校はありません。 就学援助制度を利用ください。 就学支度資金のみ、所得税非課税世帯に対し貸付けできます。	
中学校	-	-	46,100円		
高等学校	国公立	自 宅	75,000円	月額18,000円	月額27,000円
		自宅外	85,000円	月額23,000円	月額34,500円
専修学校（高等） （日本育英会法施行令指定校）	私 立	自 宅	350,000円	月額30,000円	月額45,000円
		自宅外	360,000円	月額35,000円	月額52,500円
高等専門学校 （4年目から短大として貸付）	国公立	自 宅	75,000円	月額21,000円	月額31,500円
		自宅外	85,000円	月額22,500円	月額33,750円
	私 立	自 宅	350,000円	月額32,000円	月額48,000円
		自宅外	360,000円	月額35,000円	月額52,500円
短期大学 専修学校（専門） （日本育英会法施行令指定校）	国公立	自 宅	370,000円	月額44,000円	月額66,000円
		自宅外	380,000円	月額50,000円	月額75,000円
	私 立	自 宅	510,000円	月額52,000円	月額78,000円
		自宅外	520,000円	月額59,000円	月額88,500円
大 学	国公立	自 宅	370,000円	月額44,000円	月額66,000円
		自宅外	380,000円	月額50,000円	月額75,000円
	私 立	自 宅	510,000円	月額53,000円	月額79,500円
		自宅外	520,000円	月額63,000円	月額94,500円
専修学校（一般）		自 宅	75,000円	月額29,000円	月額43,500円
		自宅外	85,000円		
修業施設	中学卒業生	自 宅	75,000円	月額50,000円	/
		自宅外	85,000円		
	高校卒業生	自 宅	90,000円		
		自宅外	100,000円		

修学資金の貸付限度額は1年生の額です。申請時の学年により限度額が異なります。

特別貸付

修学資金貸付限度額の特別枠の貸付けは、修学に直接必要な経費（授業料，通学費，教科外活動費等）が一般枠を超える場合で，児童の修学に際し，必要と認められる場合に対象となります。希望する際は，自己資金や借入額，償還計画を十分にご検討ください。

協議第23号資料

「病院事業について」に関する資料

管 理 運 営 の 概 要 に つ い て	58
診 療 内 容 等 に つ い て	59
予 算 ・ 決 算 に つ い て	60
指 定 等 に つ い て	61

行政制度等現況調査 調整方針

協定項目	24-12 病院事業	
分類	管理運営等の概要	
現 況		
項目	高 松 市	塩 江 町
1 管理運営	地方自治法による自治体病院として、地方公営企業法の適用により運営	国民健康保険診療施設として、国保病院事業特別会計により地方公営企業法の適用により運営
2 所在地	高松市宮脇町2丁目36番1号	香川郡塩江町大字安原上東99番地1
3 敷地面積	21,983.16 m ²	5,950.57 m ²
4 建築年月日	昭和48年5月(本館) 昭和55年11月(診療棟) 平成元年10月(東別館)	昭和54年7月
5 建物構造	鉄筋コンクリート地下1階 地上12階	鉄筋コンクリート地上4階
6 延建築面積	25,160.35 m ²	3,620.70 m ²
7 職員数	平成16年3月31日現在 正規 404人 ㊦医師 44人 非常勤 64人 ㊦医師 5人	平成16年3月31日現在 正規 52人 ㊦医師 4人 非常勤等 27人 ㊦医師 11人

部 会 名	健康福祉
-------	------

問 題 点 ・ 課 題
両病院の設置根拠(自治体病院、国民健康保険診療施設)が異なる。

対 応 策
高松市民病院と塩江病院については、地方公営企業法の適用病院として、それぞれ独立して運営する。 市立病院が2箇所となることからこれを統括する部署の設置により運営するものとし、管理運営体制等については、合併時までに調整するものとする

調 整 案
塩江病院については、国民健康保険法による国民健康保険診療施設として、高松市に引き継ぐものとする

行政制度等現況調査 調整方針

協定項目	24- 12 病院事業	
分類	診療内容等	
現 況		
項目	高 松 市	塩 江 町
1 病床数	470 床 一般病床 : 394 床 精神病床 : 70 床 感染症病床 : 6 床	87 床 療養病床 : 87 床
2 診療科目	内科、精神科、神経科、呼吸器科、消化器科、循環器科、小児科、外科、整形外科、脳神経外科、皮膚科、泌尿器科、産科、婦人科、眼科、耳鼻咽喉科、リハビリテーション科、放射線科、歯科、麻酔科 合計 20診療科	内科、外科、整形外科、歯科 合計 4診療科
3 外来患者数 (平成14年度)	延外来患者数 197,529 人 1日当りの患者数 806 人	延外来患者数 35,811 人 1日当りの患者数 123 人
4 入院患者数 (平成14年度)	延入院患者数 131,140 人 1日当りの入院患者数 359 人	延入院患者数 29,956 人 1日当りの入院患者数 82 人

部 会 名	健康福祉
-------	------

問 題 点 ・ 課 題
高松市民病院は、平均在院日数21日以内の急性期病院としての医療を行っており、塩江病院は、慢性疾患の患者(実績の平均在院日数は約125日)を対象とした療養型病院の医療を実施していることから、機能及び規模等に差異がある。

対 応 策
両病院の特性を生かした医療を実施するものとする。

調 整 案
両病院の現状のとおりとする。

行政制度等現況調書 調整方針

協定項目		24- 12 病院事業		部 会 名	健康福祉
分 類		予算 決算			
		現 況			
項 目	高 松 市	塩 江 町		問 題 点 ・ 課 題	
1 平成 14年度 決算	収益的収支 (収入) 6,209,459千円 (支出) 6,546,205千円 (一般会計からの繰入額) 691,614千円 資本的収支 (収入) 578,172千円 (支出) 796,001千円 (一般会計からの繰入額) 333,111千円	収益的収支 (収入) 725,038千円 (支出) 687,639千円 (一般会計からの繰入額) 105,000千円 資本的収支 (収入) 0千円 (支出) 45,499千円 (一般会計からの繰入額) 0千円		・両病院は、地方公営企業法の適用病院であるが、塩江病院については、国民健康保険法による診療施設であるため、両病院の、運営形態に差異がある。 ・地方公営企業法では、病院事業は一地方公共団体につき一つであり 会計も一つとする必要がある。	
2 平成 16年度 予算	収益的収支 (収入) 6,723,880千円 (支出) 6,723,071千円 (一般会計からの繰入額) 669,290千円 資本的収支 (収入) 408,075千円 (支出) 517,138千円 (一般会計からの繰入額) 218,025千円	収益的収支 (収入) 727,380千円 (支出) 727,380千円 (一般会計からの繰入額) 100,000千円 資本的収支 (収入) 24,010千円 (支出) 67,037千円 (一般会計からの繰入額) 10千円		・運営形態については、両病院の現状のとおりとし病院事業として会計を一つとする。 ・予算・決算については、病院ごとに作成し一つの病院事業会計とする。	
3 運営形態	地方公営企業法の適用病院として運営している。	地方公営企業法の適用病院であり 国民健康保険法の診療施設として運営している。		調 整 案 予算・決算については、病院ごとに作成し、一つの病院事業会計とする。	

行政制度等現況調査 調整方針

協定項目	24- 12 病院事業		部 会 名	健康福祉
分 類	指定等			
	現 況			
項 目	高 松 市	塩 江 町	問 題 点 ・ 課 題	
1 主な指定	保険医療機関 健康保険病院 国民健康保険病院 労災保険指定病院 生活保護法指定病院 更生医療指定病院 養育医療指定病院 原爆医療指定病院 母体保護法指定医病院 精神保健指定医病院 救急病院 広域救護病院	保険医療機関 健康保険病院 国民健康保険病院 労災保険指定病院 生活保護法指定病院 更生医療指定病院 原爆医療指定病院	指定等に差異がある。	
2 主な施設基準	一般病棟入院基本料1 精神病棟入院基本料3 特別入院基本料2(感染症病床)	療養病棟入院基本料2	対 応 策	
			指定等は病院ごとに届け出ることとなり、 おり、両病院の規模及び特性を考慮し、現 状のとおりとする	
			調 整 案	
			両病院の指定等については、現状のとおりとする	

協議第24号資料

「その他の事業（美術館事業）について」に関する資料

美術館運営事業について	63 ~ 64
美術館施設使用料等について	65
美術館協議会等について	66
しおのえ国際青年芸術祭補助事業について	67

行政制度等現況調書 調整方針

協定項目	24- 24 その他の事業 (美術館事業)	
分類	美術館運営事業	
	現 況	
項目	高 松 市	塩 江 町
1 美術館名	高松市美術館	塩江町立美術館 (愛称 :ほたるの里美術館)
2 開館の経緯	高松市美術館は、昭和24年に開館した旧美術館に代わり、昭和63年に市街地中心部に位置する都市型美術館として開館した。	塩江町立塩江美術館は、塩江町出身の熊野俊一画伯から作品の寄贈を受け、同画伯の作品を保存・展示するため、ホテルと文化の里公園の中核施設として開館した。
3 開館日・開館時間等	(1)開館日 開館時間 火～金曜日 9:30～19:00 土・日 祝日 9:30～17:00 講堂 9:00～21:00 講座室 9:00～17:00 (2)休館日 ・月曜日 { その日が祝日にあたるときは、その日後において最も近い休日でない日 } ・年未年始 (12月29日～1月3日)	(1)開館日 開館時間 火～日曜日 9:00～17:00 ・企画展示室・ホール 9:00～21:00 ・陶芸館 9:00～17:00 (2)休館日 ・月曜日 { その日が祝日にあたるときは、その日後において最も近い休日でない日 } ・年未年始 (12月29日～1月3日)

部 会 名	文 化
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題
開館時間が異なっている。 塩江美術館の常設展観覧料は、企画展を含めた観覧料となっている。 減免対象者が異なっている。 開館の経緯及び展示方針内容が異なっている。

対 応 策
開館時間は、現行どおりとする。 減免対象者は、高松市の制度に統一する。 各美術館における開館の経緯及び展示方針を踏まえ、それぞれの特色を活かし、現行どおりの運営とする。

調 整 案
塩江町立美術館については、高松市の美術館として、高松市に引き継ぐものとする。 運営については、塩江町立美術館の現行のとおりとするが、減免対象者については、高松市の制度に統一する。

行政制度等現況調書 調整方針

協定項目	24- 24 その他の事業 (美術館事業)		部 会 名	文 化
分 類	美術館運営事業			
	現 況			
項 目	高 松 市	塩 江 町	問 題 点 ・ 課 題	
4 観覧料	<p>(1)常設展示 一 般 200円 (160円) 高・大生 150円 (120円) ()内の額は,団体(20人以上)の額</p> <p>(2)特別展示 2,000円の範囲内において委員会がその都度定める額</p> <p>(3)観覧料減免対象者 65歳以上のもの 身体等障害者手帳等所持者 義務教育諸学校の教育活動としての観覧者等</p>	<p>(1)常設展示 一 般 300円 (240円) 高・大生 150円 (120円) ()内の額は,団体(20人以上)の額</p> <p>(2)特別展示 2,000円の範囲内において委員会がその都度定める額</p> <p>(3) 観覧料減免対象者 ・町内の長寿手帳所持者 ・町内の身体等障害者手帳所持者 ・町内の義務教育諸学校の教育活動としての観覧者等</p>		
5 常設展示	<p>(1)展示方針 美術品等取得方針に沿って取得した作品を年間5期にわけて展示することとしている</p> <p>美術品等取得方針 ・戦後日本の現代美術(洋画,彫刻) ・20世紀以降の世界の美術(版画) ・香川の美術(漆工,金工等)</p> <p>(2)展示内容 常設展示室1 戦後日本の現代美術 20世紀以降の世界の美術 常設展示室2 香川の美術</p>	<p>(1)展示方針 熊野俊一画伯の寄贈作品を展示することとしている</p> <p>(2)展示内容 常設展示室 熊野俊一画伯の寄贈作品</p> <p>常設展示室2 なし</p>	対 応 策	
			調 整 案	

行政制度等現況調書 調整方針

協定項目	24- 24 その他の事業 (美術館事業)			
分類	美術館施設使用料等			
	現		況	
項目	高 松 市		塩 江 町	
1 展示室	(1)一般展示室 1日 32,400 円	(2)企画展示室 1日 37,980 円	(3)市民ギャラリー 1日 8,260 円	(1)常設展示室 5,250 円
				(2)企画展示室 4,200 円
				(3)市民ギャラリー なし
2 講堂・ ホール等	(1)講堂 午前 (9:00~12:00) 8,760 円 午後 (13:00~17:00) 12,450 円 夜間 (18:00~21:00) 12,450 円 午前 午後 (9:00~17:00) 21,210 円 午後 夜間 (13:00~21:00) 24,900 円 全 日 (9:00~21:00) 30,360 円	(2)講座室 1,710円~4,620円	(3)割増使用料 ・営利目的、入場料等を徴収するときの使用料は、3倍の額とする ・申込時間を超過したときなどの使用料は、1時間につき全日使用料の1/10の額を徴収する。 ・冷暖房料は、その施設の使用料の1/2の額とする	(1)ホール 午前 (9:00~12:00) 1,570 円 午後 (13:00~17:00) 2,100 円 夜間 (18:00~21:00) 1,570 円 午前 午後 (9:00~17:00) 4,200 円 午後 夜間 (13:00~21:00) 4,200 円 全 日 (9:00~21:00) 6,300 円
			(4)陶芸館 なし	(2) 講座室 なし
				(3)割増使用料 なし
3 美術品等撮影 許可手数料	・学術研究目的 1点 500 円/回 ・出版目的 1点 5,080 円/回			(4) 陶芸館 1日 940 円
				学術研究目的 1点 310 円/回 出版目的 1点 520 円/回

部 会 名	文 化
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題
展示室等施設の使用料及び美術品等撮影許可手数料の額が異なっている。 塩江美術館には、割増使用料の徴収規定がない。

対 応 策
展示室等施設使用料については、施設の規模等から現行どおりとする 割増使用料については、高松市の制度に統一する。

調 整 案
施設使用料については、両美術館の現行のとおりとする ただし、ホール使用料の割増等の規定については、高松市の制度を適用する。

行政制度等現況調査 調整方針

協定項目	24- 24 その他の事業 (美術館事業)	
分類	美術館協議会等	
	現 況	
項目	高 松 市	塩 江 町
1 美術館協議会	(1)委員数 13人 (学校教育関係者・学識経験者) (2)選任方法 高松市美術館条例、同施行規則及び高松市附属機関等の設置・運営等に関する要綱により選任している (3)報酬 6,700円 (4)任期 2年 (平成15年 7月 1日 ~ 17年 6月30日)	(1)委員数 10人 (報道関係・学識経験者等) (2)選任方法 塩江美術館協議会規則により選任している (3)報酬 町外 8,000円、町内 5,000円 (4)任期 2年 (平成14年 4月 1日 ~ 16年 3月31日)
2 美術品等の取得	(1)美術品等の取得 美術品等取得調査委員会に諮り 答申を得た作品を毎年度取得 (2)美術品等取得基金 該当なし (3)美術品等取得調査委員会 委員数 8人 (学識経験者等) 報酬 6,700円 任期 2年 (平成14年 7月 1日 ~ 16年 6月30日)	(1) 美術品等の取得 美術館協議会の審議を経て適宜取得 (2)美術品等取得基金 「塩江町美術品等取得基金」を設置し、毎年度積み立てている (3) 美術品等取得調査委員会 該当なし (美術館協議会で審議)

部 会 名	文 化
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題
・美術館協議会委員の委員数、報酬及び選任方法等が異なっている。 ・美術品等の取得手続きが異なっている。 ・高松市には、美術品等取得基金がない。

対 応 策
・美術館協議会については、現行どおりとし、委員の選任方法及び報酬については、高松市の制度に統一する。 ・塩江町美術品等取得基金については、引き続き、高松市において設置し、適切な運用に努める。

調 整 案
両美術館協議会については、現行どおりとする。 ただし、美術館協議会委員の選任方法及び報酬については、高松市の制度に統一する。

行政制度等現況調書 調整方針

協定項目	24- 24 その他の事業 (美術館事業)		部 会 名	文 化
分 類	しおのえ国際青年芸術祭補助事業			
現 況				
項 目	高 松 市	塩 江 町	問 題 点 ・ 課 題	
1 事業内容	該当なし	国内外の若い芸術家が町内にホームステイし、主に写真作品を制作・展示。作品の一部を塩江美術館に収蔵。		
2 実施主体		しおのえ国際青年芸術祭実行委員会 ・会長(町長) ・副会長(正副議長) ・委員 3名ほか ・事務局 塩江美術館		
3 実施時期		隔年 平成14年8月 5日～19日 次期開催時期 未定		
4 補助金額		平成14年度 2,250 千円 平成15年度 450 千円		
			対 応 策	
			調 整 案	
			事業内容、運営母体等について、類似事業との整合性を図る中で、高松市が引き継いで実施するものとする	